

～ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり～

第4期 地域福祉活動計画

【令和3年度～令和7年度（2021～2025）】



ふっくに・くらせる・しあわせ
きづき・たすけあい・みまもる・きたみのふくし

令和3年3月



社会福祉
法人

北見市社会福祉協議会

第4期地域福祉活動計画の策定にあたって

平成から令和へと新たな時代へ踏み出す中で、人口減少や少子高齢化が進行し、5年後の令和7年（2025年）には、団塊の世代が後期高齢者の75歳に到達し、65歳以上の高齢者の人口がピークを迎え、これまで経験したことのない超高齢社会が出現することになります。

北見市においても同様に、人口減少や少子高齢化がさらに進行し、地域社会や家族のあり方が変化する中で、福祉課題もますます多岐に渡り複雑化しています。

こうしたなかで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる北見市であるためには、これからの5年間のなかで住民主体・官民協働による福祉のまちづくりを着実に前進させることが重要となりますが、北見市社協の取り組みの指針となるのが「第4期地域福祉活動計画」です。

本計画は、北見市が策定する「第4期地域福祉計画」と密接な連携を図り北見市における福祉課題の認識を共有しながら、社会福祉法に規定されている公共性のある社会福祉法人として、次の世代を見据えた福祉のまちづくりについて社会福祉協議会が行う地域福祉の推進を目的とした活動計画です。

この計画は、市民を対象とした地域福祉に関するアンケートの意見等も十分に踏まえながら、基本目標である「ともに支え合う・安心・安全・福祉のまちづくり」の理念に基づき策定作業を進めてまいりました。地域福祉には近道はなく、地道に活動を積み上げて行くことが何よりも大切です。福祉とは、誰もが「ふつうに・くらせる・しあわせ」を築く営みでもありますが、そのためには、支援を必要としている人に「きづき・たすけあい・みまもる」という一連の取り組みを、住民参加によってより豊かに結実させて行くことが必要となります。

結びに、本計画の推進につきましては、改めて市民の皆様をはじめ、町内会・自治会、民生委員児童委員、ボランティア、関係機関・団体、企業・法人、行政などと連携協働して努めてまいりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

社会福祉
法人 北見市社会福祉協議会
会 長 渡 部 眞 一

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	地域福祉とは	1
2	地域福祉活動計画とは	1
3	地域福祉活動計画の必要性	1
4	社会福祉協議会の役割	3
5	これまでの計画について	4
第2章	第3期地域福祉実践計画の進捗と評価	
1	第3期地域福祉実践計画の概要	5
2	第3期地域福祉実践計画の評価と進捗結果	6
3	第3期計画中の新たな取り組み	12
第3章	地域福祉の現状と課題	
1	北見市の現状	15
2	北見市社会福祉協議会の現状と課題	24
第4章	計画の基本的な考え方	
1	第4期地域福祉活動計画の概要	25
2	基本目標と基本計画	27
3	体系図	28
第5章	推進事業の取り組み	
1	基本計画Ⅰ 「地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり」	29
2	基本計画Ⅱ 「住民一人ひとりの福祉課題を受け止め、解決していくための体制づくり」	35
3	基本計画Ⅲ 「地域づくりを主体的に担う人づくり」	48
4	基本計画Ⅳ 「課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり」	55
資料編		
1	第4期地域福祉活動計画策定要領	62
2	地域福祉に関するアンケートの結果 抜粋版	63
3	地域福祉に関するアンケートの自由意見 抜粋版	67
4	個人登録ボランティアの活動実態に関するアンケート結果 抜粋版	70
5	事務局組織機構図	72
6	事務所・事業所住所録	73

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域の中で「**い**つうに・**く**らせる・**し**あわせ」を築くこと、それが「地域福祉」の意味であり、わたしたちの願いです。

しかし、その一方で私たちが暮らす地域には、高齢で介護を必要とする人、障がいのある人、子育てや家族の介護で悩み苦しんでいる人、生活が困窮している人、心の悩みを抱えている人、地域で孤立し不安を感じている人など様々な課題や困難を抱えた人たちが暮らしています。

こうした人たちが抱えている暮らしの課題は、家族や地域力で解決することができる日常的なものから、既存の制度やサービスだけでは解決できない深刻なものまで、複雑・多岐にわたっています。このような様々な課題を解決し、誰もが安心して暮らせる地域をつくるためには、地域住民や町内会・自治会、民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉関係者、事業者、行政などの担い手が、それぞれの地域の福祉課題を把握し、その解決のために「それぞれができること」「皆が協力すること」を考え、実行していくことが必要です。

コロナ禍においてもつながりを絶やさない「地域福祉」は、このような考え方のもと、様々な担い手が地域の中で支援を必要としている人に「**き**づき」「**た**すけあい」「**み**まもる」ために、私たちが協力し合って取り組む活動をいいます。

2. 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉法人北見市社会福祉協議会（以下、「社協」という）が社会福祉法第109条に位置づけられた「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、策定する民間の福祉計画です。

この計画は、地域の福祉課題を把握し、地域住民や町内会・自治会、民生委員児童委員、ボランティア、福祉関係者、行政などと協力して課題解決を図るための行動計画でもあります。

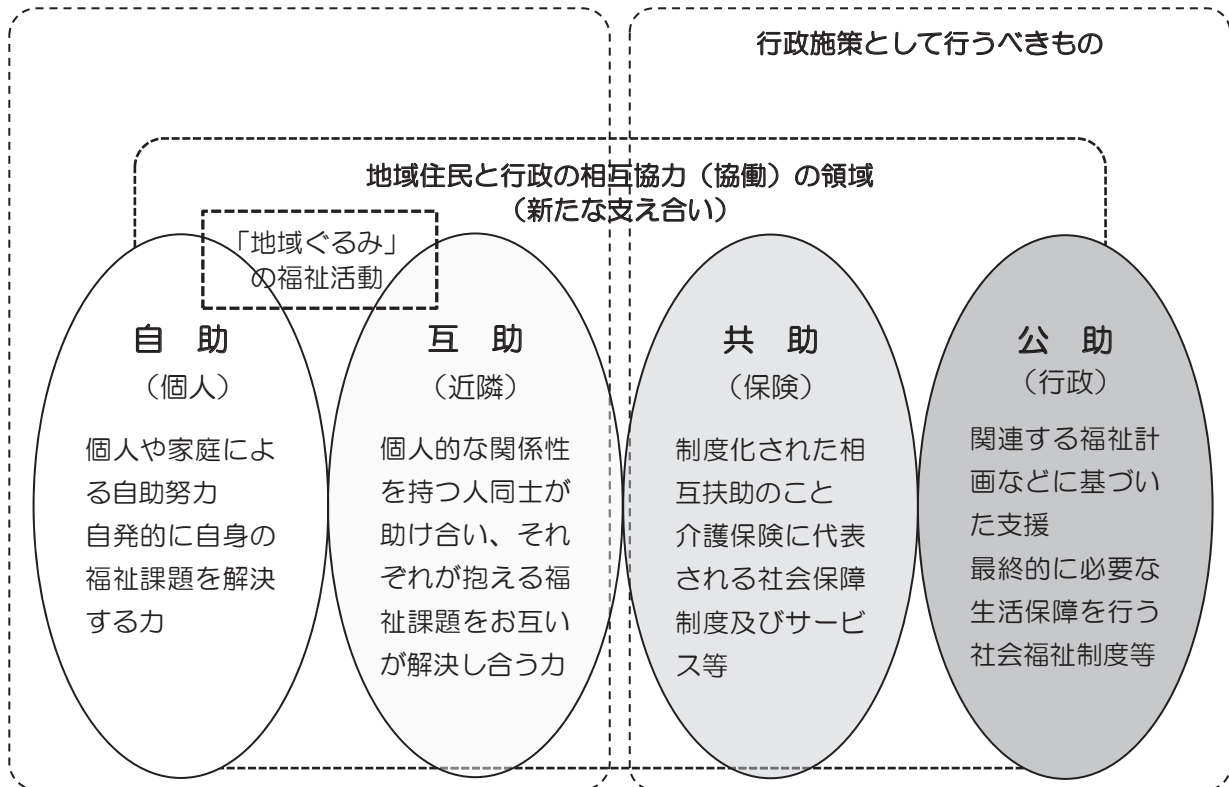
3. 地域福祉活動計画の必要性

福祉のまちづくりは、子どもから高齢者、障がいのある方など誰もが住み慣れた地域の中で、安心・安全に暮らせる仕組みづくりができるよう、地域住民が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、住民に身近な圏域で、住民が主体的に福祉課題を把握して解決を試みるという体制づくりが進められています。

そのためには、個人や家庭の努力（自助）、隣近所や町内会・自治会など住民相互の支え合い活動（互助）、必要に応じて自身の「権利」として利用ができる（共助）、自助・互助・共助では解決できない場合の公的な制度（公助）の連携による取り組みが必要になります。

これら「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせた支え合い活動を取りまとめたものが地域福祉活動計画であり、地域住民、町内会・自治会、民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉関係者、行政など様々な社会資源との連携と協働により、地域の福祉課題の解決に向け取り組みを進めるものです。

【「自助」「互助」「共助」「公助」のイメージ図】



※厚生労働省ホームページより

地域福祉活動計画（北見市社会福祉協議会）

連携



地域福祉計画（北見市）

【それぞれの「助」の関係性】

1) 基礎となるのは「自助」

自分が主体となり、自身を大切にしながら生活を行うという心構えと行動が最も大切であり、4つの「助」の基礎は「自助」となります。

例えば、「共助」となる介護保険制度も、要介護者が尊厳を保持し、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう福祉サービスなどで支援するものであり、また、自ら要介護状態となることを予防するため常に健康の保持増進に努めるなど、一人ひとりの「自助」の基礎に成り立っています。

2) 「自助」を支えるには「互助」

あくまで自分だけの力となる「自助」にはどうしても限界があります。

自分自身が行き詰ったときのサポートが必要であり、時によっては、自身がサポートする側に回ることもできて、その役割を持ち続けられるような人と人同士が支え合う「互助」が必要となります。

3) 「互助」で難しい課題には「共助」

「互助」で支え合うことは、支えてもらう側と支える側の力のバランスが重要となり、そのバランスが崩れると支える側がギブアップしてしまい、「互助」も関係性が壊れてしまいます。

必要に応じて自身の「権利」として利用ができる「共助」が登場し、第三者が介入することで、「自助」を支え、「互助」の負担を減らしバランスを整えます。

4) 「自助・互助・共助」でも難しい課題には「公助」

「自助・互助・共助」で支え合っても、どうしても解決が難しい課題には、「公助」の対応が必要となってきます。

なお、貧困や家族関係の悪化、虐待など、第三者が介入しづらく、また、対応方法も難しい問題については、生命に危険を及ぼすおそれがあるため、公的な判断のもと支援を行う必要があります。

4. 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により規定された「地域福祉の推進を目的」とした団体で、住み慣れたまちで誰もが安心して暮らすことができる「福祉の地域づくり」を推進することとしています。

このため、この計画づくりをとおして、地域住民の様々な福祉課題や福祉ニーズを発見、共有し、多くの関係機関や団体などと連携・協働して、その解決に向けた取り組みを提案し、実践していくこととなります。こうした取り組みが社協の使命であり、この計画は社協が取り組む活動の指標となるものです。

社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

5. これまでの計画について

1) 第1期地域福祉実践計画（平成21～22年度）

平成18年3月の合併に当たっては、旧市・町社協の職員体制やそれぞれの社協が策定していた事業計画をそのまま継承しましたが、合併後2年が経過し、組織体制の一体化や事務事業の一元化を図ることとし、北見市の地域福祉計画と歩調を合わせ、第1期計画を策定しました。

2) 第2期地域福祉実践計画（平成23～27年度）

第1期計画の評価と検証を踏まえながら、理事、評議員、北見市職員（オブザーバー）による策定委員会を設置し、北見市の第2期地域福祉計画と整合性を図りながら第2期計画を策定しました。第2期計画では、「ともに支え合う・安心・安全・福祉のまちづくり」を基本目標に掲げ、住民主体の地域福祉活動に取り組むこととしました。

3) 第3期地域福祉実践計画（平成28～平成32年度(令和2年度)）

合併後10年が経過する中で事務事業の一元化を図りながら、第2期計画の評価と検証を踏まえ、理事、評議員、北見市職員（オブザーバー）による策定委員会を設置し、北見市の第3期地域福祉計画と整合性を図り第3期計画を策定しました。

第3期計画でも、「ともに支え合う・安心・安全・福祉のまちづくり」を基本目標に掲げ、住民主体の地域福祉活動に取り組むこととしました。

【計画の策定状況】

計画	年度																			
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
地域福祉活動計画 (北見市社協)	旧社協版			第1期		第2期					第3期					第4期				
地域福祉計画 (北見市)	第1期			第1期改訂版		第2期					第3期					第4期 (R3～R12)				

※北見市の第4期地域福祉計画の期間は10年間

第2章 第3期地域福祉実践計画の進捗と評価

1. 第3期地域福祉実践計画の概要

第3期計画は、北見市の地域福祉計画期間と同様に、平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5か年計画として策定しました。この期間は、合併後11年目から15年目に至る社協の基礎固めがほぼ終了する期間でもありました。人口減少や少子高齢化が加速するなど、地域や家族のあり方が大きく変化し、様々な地域課題が顕在化した背景がある中で、社会福祉法の改正により「福祉課題」を把握し、関係機関と連携して解決に向けた地域共生社会の実現に向けた取り組みとなりました。第3期計画では近隣同士が声を掛け合い、挨拶を交わし、互いに支え合うことのできる地域社会を築くことを目指し、「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本目標として決めました。

1) 第3期計画の基本目標

基本 目標	「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」
----------	--------------------------

2) 第3期計画の基本計画

基本 計画	I	「地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり」 地域住民の福祉ニーズの把握により、地域課題の認識と共有によるネットワークづくりや福祉のまちづくりを目指す。
	II	「住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり」 個々の住民の生活課題やニーズに対して、当会が行う様々なサービスの活用により利用者主体の支援体制の構築を目指す。
	III	「地域づくりを主体的に担う人づくり」 地域の福祉活動や福祉課題に対する支え合う仕組みづくりに向けて、担い手の発掘や育成を主眼に置き、住民参加による地域福祉活動の推進を目指す。
	IV	「課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり」 計画の確実な実行に向けた当会の財源確保と健全運営を目指す。

2. 第3期地域福祉実践計画の評価と進捗結果

4つの基本計画と、25の推進項目を毎年度作成する事業計画に反映・位置づけ、その推進を図りました。

1) 基本計画の評価について

基本計画の評価にあたっては5つの基準により行いました。評価結果は、25の推進項目のうち、「目標を大幅に上回り実施できた・目標を上回り実施できた」が22項目で88%となりました。一方、「目標に到達しなかった」は2項目で8%、「全く実施できなかった」は1項目で4%という結果となりました。また、事業の方向性では、基本計画Ⅱの3項目で拡充、21項目で継続、1項目で廃止という結果になりました。

【評価結果】

	基本計画Ⅰ	基本計画Ⅱ	基本計画Ⅲ	基本計画Ⅳ	合計
目標を大幅に上回り実施出来た					
目標を上回り実施出来た		7	1	3	11
目標どおり実施出来た	3	3	3	2	11
目標に到達しなかった	1	1			2
全く実施出来なかった		1			1
事業数	4	12	4	5	25

【事業の結果】

	基本計画Ⅰ	基本計画Ⅱ	基本計画Ⅲ	基本計画Ⅳ	合計
拡充		3			3
継続	4	8	4	5	21
統合					
縮減					
廃止		1			1
事業数	4	12	4	5	25

※事業評価の結果より

- 拡充する事業
 - ①法人後見事業
 - ②成年後見支援センター
 - ③自立支援センター
- 廃止する事業
 - ①社協一時預かりサービス事業

2) 地域福祉活動の進捗状況と結果

基本計画Ⅰ

「地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり」

地域包括支援センターを圏域に地域住民による会議体（第2層協議体）を設置し「支え合いの地域づくり会議や地域ネットワーク会議」を定期的を開催し、日常生活圏域における個別のニーズ把握をはじめ、町内会・自治会や民生委員児童委員、介護サービス事業所、警察など様々な地域内の関係者との連携や情報共有を促進しました。また、認知症や消費者被害、虐待など身近な課題をテーマとした研修会などの開催をとおして、高齢者などの暮らしを守る取り組みの必要性や支援体制のあり方について理解を深めました。



【支え合いの地域づくり会議の様子】
（第2層協議体）



【地域ネットワーク会議の様子】

特に、より身近な小地域における取り組みとしては、町内会・自治会福祉活動や地域サロン活動への支援に努めた結果、助成を活用した「町内会福祉活動助成事業」は、この5年間で延22町内会において取り組まれました。

助成を活用した地域サロン事業として実施する「いきいきふれあいサロン事業」は、ボランティアや町内会・自治会、当事者団体など様々な団体により取り組まれ、この5年間で延178団体において取り組まれ、平成23年度からモデル事業としてはじまったいきいきふれあいサロン事業は開始当初の8団体から43団体へと大きく広がりを見せた事業となりました。両事業ともに、地域を支える大切な取り組みであり、より一層推進することが求められます。

相談支援体制の整備において、心配ごとから介護や福祉サービス、福祉職場などへの求人や求職など様々な相談に対して、北見市や介護サービス事業所、民生委員児童委員、司法機関など様々な機関との協働により進めました。

特に、高齢者や障がい者の権利擁護や社会的孤立、生活の困窮といった生活課題に対する取り組みとして、北見市からの受託により成年後見支援センターと自立支援センターを総合福祉会館内に開設・運営を行いました。

この二つのセンターには、数多くの相談が寄せられており、高齢者の虐待や消費者被害、引きこもり、失業や貧困などの課題は北見市においても広がりを見せています。こうした課題を抱える人たちが地域で孤立しないよう、また、制度の狭間で必要な支援を受けることができずに苦しんでいる人たちに対して、地域に出向きニーズを発見する取り組みを強化することが必要となっています。また、新型コロナウイルスの感染症拡大による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における「総合支援資金（生活支援費）」及び福祉資金「緊急小口資金（特例貸付）」について特例措置が設けられその対応にあたりました。

サービスや支援を必要とする方への個別のサービス体制の整備において、一人暮らし高齢者や障がい者などに対する安否確認や間口除雪、障がい者移送サービスなどの個別支援については、第3期計画と同様に北見市からの受託により継続して取り組んできました。そのほか、介護サービス事業所による利用者への適切なサービスの実施、社協独自の介護用具や福祉機器の貸し出しなどに取り組みました。

また、地域包括支援センターは高齢者の身近な相談窓口として広く知られるようになり、それぞれの日常生活圏域における重要な相談支援機関として定着しました。市内の7つの地域包括支援センターのうち北部地区、常呂地区、留辺蘂・温根湯温泉地区の3か所のセンターの他、端野地区ではランチ（協力機関）として在宅介護支援センターを受託し相談窓口を設置しています。

ボランティア市民活動センターにおいて、個人や団体の登録を積極的に進め、在宅や施設へのボランティアニーズに対する需給調整と併せて、認知症の人や障がいのある人、子育て家庭など多様化するボランティアへの要望に対して対応できるよう、傾聴ボランティア講座などの研修や学習に取り組んできました。

さらに、ボランティアの資質向上と広く市民に対する啓発を目的として、ボランティア自らが企画運営するサロン（カフェ）を定例で開催しました。研修会やサロンの実施により、新しい登録者の増加はつなげましたが、高齢や家族の介護、転居などの理由により活動を継続できない方も多く、個人ボランティアの年度ごとの登録数は横ばいから微増での推移となっています。また、新しい登録者とボランティアへの要望との調整が合わないことが多く、稼働率は50%を下回る現状にあります。新型コロナウイルス感染拡大により施設での受入れ中止や、在宅におけるボランティア活動も自粛せざるを得ない状況の中でも感染予防対策を講じながら活動を続けてきました。

このため、稼働率の向上に向けて、ボランティアが有する技能や知識を活用し、町内会・自治会や企業、施設、地域サロン、サークルなど5名以上の団体の勉強会や講習、催しへボランティアを派遣する「スマイル届け隊」事業の取り組みも、ボランティアの幅を広げ、活動への理解を広めるうえで効果的であり、利用者、ボランティアともに好評の事業となっています。



【スマイル届け隊の活動の様子】



【ボランティアカフェの様子】

また、次代を担う子どもを対象とした育成では、小中学校長会や教育委員会、学校と連携を深め、市内の小中高校の18校がボランティア協力校として、また2校が福祉教育実践校として福祉教育の取り組みを推進しています。また、総合学習で取り組まれる福祉の学習に対して、講話や体験型の研修への支援を積極的に行い、若い世代への福祉やボランティアに対する啓発を図りました。

【ボランティア指定校の取り組みの一例】



【車いす試乗体験の様子】



【高齢者疑似体験の様子】

企業やボランティア団体との協働によるボランティア活動の推進において、福祉やボランティア研修の合同開催や講師派遣を行いました。しかし、ボランティア活動に取り組む企業やNPOは7法人にとどまることから、より多くの法人へ働きかけを行う必要があります。



【参加した企業によるボランティア活動の様子】

法人運営において、適正な運営と迅速な意思決定を図るため、理事会・評議員会を開催するほか、正副会長会議、地域福祉活動合同推進本部会議や地域福祉推進委員会、管理職会議・担当者会議、計画的な役職員研修を行うなど、より適切な法人運営と健全経営に努めました。また、広報紙「社協だより」（全市版、地域版）の発行やホームページやフェイスブックなど様々な媒体を活用した市民周知や北見市、民生委員児童委員協議会、自治会連絡協議会など関係機関との連携強化を図り、地域と住民に信頼される体制づくりに努めました。



【地域福祉活動合同推進本部会議の様子】

しかし、コロナ禍における社会経済情勢に加えて人口減少や少子高齢化、町内会・自治会加入率の低下などの影響を受け、会員会費は減少傾向にあるほか、寄附金や共同募金収入も減少していることから、社協活動の「見える化・見せる化」により認知度を上げていく必要があります。

3. 第3期計画中の新たな取り組み

第3期計画期間中に、社会福祉法や介護保険法、障がい者に関する法律などが改正され、社協としても新たな対応が求められる一方、新型コロナウイルス感染症への対応など社協活動に配慮が必要な中、感染予防対策を講じながらそれぞれの事業を展開してきました。また、日常生活での「ちょっとした困りごと」に対し地域で支援できるサポーターを養成し、ご近所同士で支え合う地域支え合い事業に取り組みました。

1) 相談支援事業の推進

高齢者や障がい者の権利擁護とともに、生活困窮者の自立支援などの様々な相談に対応し、市内における総合相談窓口としての体制や機能を強化するため、社会福祉士などの専門職員を配置してきました。

また、地域包括支援センターにおいて、認知症や虐待、権利擁護などに関する相談件数の増加を受けて、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員を配置し相談支援体制の強化を図ってきました。

・自立支援センター事業の運営

北見市から受託している自立支援センターでは、様々な生活課題を抱える方々の悩みや相談をしっかりと受け止め、相談者一人ひとりの思いに寄り添いながら、早期の自立に向けた支援を行いました。

早期自立の基盤となる就労への支援については、ハローワークや福祉人材バンク、市内就労支援事業所など関係機関と連携を図りながら取り組みを進めました。

また、新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的な生活維持のために資金が必要な方へ緊急小口資金貸付、また、失業などにより仕事が減ったことで収入が減少し、その収入減少が長期にわたることで日常生活の維持が困難な方に、生活の立て直しまでの一定期間（3か月）の生活費として総合支援資金の、特例貸付相談窓口を設置しました。これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットの強化を図ってきました。

2) 地域の支え合い事業の推進

地域での助け合いを推進するため、高齢者などが安心して暮らせる地域づくりに対する理解を深め、地域で支援するサポーターの養成を目的として、平成30年度から北見市との共催で「地域支え合いサポーター養成講座」を実施してきました。また、地域支え合いサポーター養成講座の修了者を対象に協会会員として登録していただき、日常生活でちょっとした困りごとがある方に対し、有償でサービスを行う「地域支え合い事業（互近助サービス）」を開始しました。

3) ボランティア事業の推進

地域の高齢者などが支援を希望とする「窓ふき」や「雪よけ」を「思いやり届け隊」や「まごの手届け隊」としてボランティアによる支援活動の体制を構築するとともに、ボランティアの養成研修を実施したほか、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震の被災地の厚真町災害ボランティアセンターへ職員を派遣しました。

・北見市防災総合訓練等への参画

災害ボランティアセンター運営マニュアルの実効性を高めるため、北見市が毎年実施する北見市防災総合訓練や北海道社会福祉協議会が主催する災害ボランティアコーディネーター養成・資質向上研修会に職員が参加しました。



【防災訓練の様子】



【災害 VC 養成・資質向上研修会の様子】

・災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂と資機材の更新

東日本大震災を契機に策定した「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を様々な災害に対応できるよう見直しを行ったほか、平成28年度を最終年度として行って来た災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材についてその更新・整備に取り組みました。

4) 障がい者支援事業の推進

リフト付き車両による重度身体障がい者移送等サービス事業では、添乗員も平成31年4月から運転手同様に非常勤職員に変更することができ、より安全性の高い実施体制を整備しました。

5) 介護サービス事業の推進

合併前の旧市町社協の職員体制をそのまま引き継いだ介護保険事業は、平成27年2月に「介護保険事業経営改善検討委員会」を設置し、介護保険制度の改正を見据えた抜本的な経営の見直しに着手し、その結果、訪問介護事業所は主たる事業所を本所に、支所にサテライトを設置、居宅介護支援事業所は本所と常呂支所に機能を集約するなど事業所の再編・統合に取り組み、平成28年4月から新たな体制でスタートしてきました。

6) 法人運営及び経営基盤の強化

社会福祉法の改正（平成27年4月1日施行）による法人制度改革により「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取組」を基本として制度の見直しがおこなわれました。

法人制度改革を前向きにとらえ、活かしていくことで、社協の存在意義をより強く、市民に対して示していける好機であると捉え、非営利性・公益性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上、地域における公益的な取組、質の高い人材の確保・育成に積極的に取り組んできました。

また、法人制度改革に伴い会計基準も一部改正され、より一層経営の実態を正確に把握し説明責任を果たせるものとなりました。新会計への移行に当たっては、会計顧問を配置し、より透明性の高い法人運営と健全経営に努めました。さらに、ホームページなどで財務諸表や社会福祉法人現況報告を公表し理解を高める取り組みを推進しました。

第3章 地域福祉の現状と課題

1. 北見市の現状

1) 人口の推移

北見市の人口は、合併以降減少が続き、令和2年3月末現在115,761人となっています。

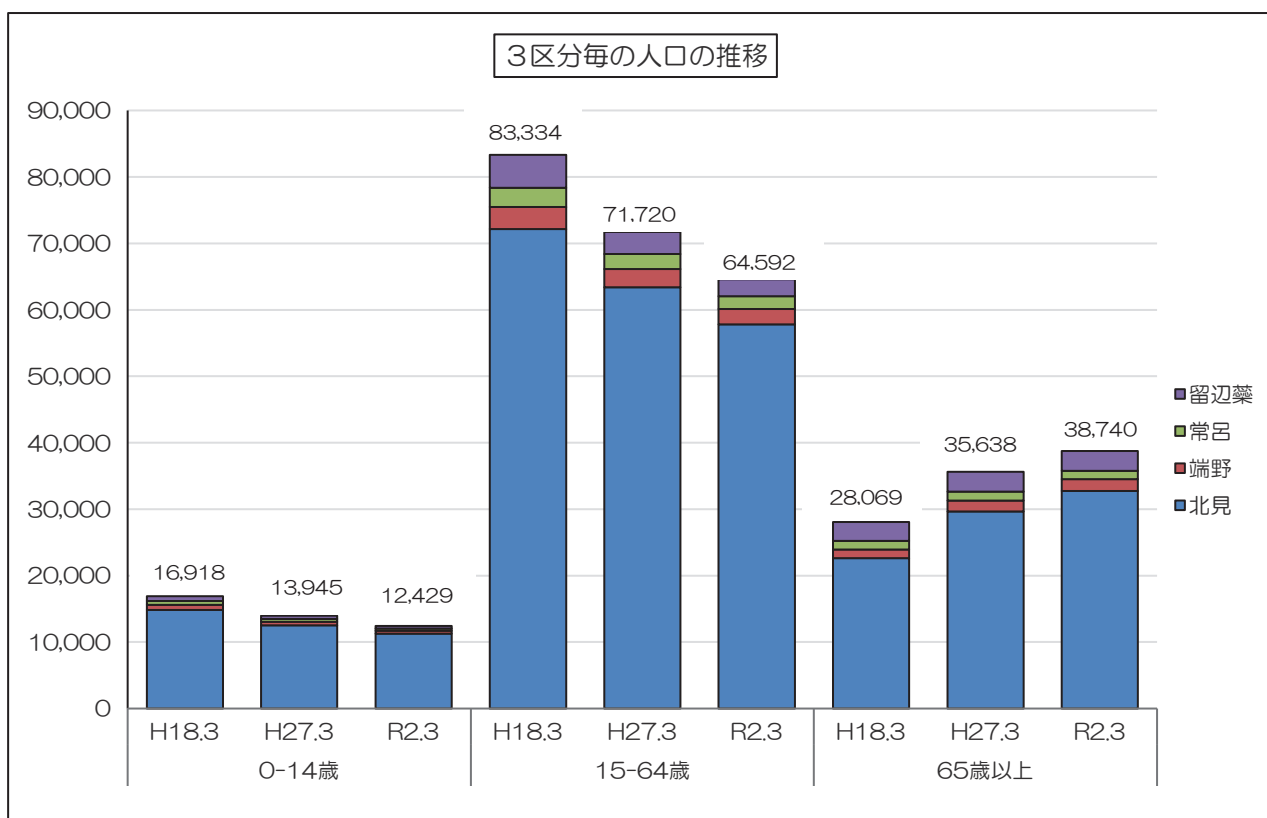
3区分ごとの割合では0～14歳で4,489人、15～64歳で17,742人が減少した一方、65歳以上は10,671人増加しています。

自治区別では、北見自治区で約4%、端野自治区で約10%、常呂自治区で約15%、留辺蘂自治区で約21%と、いずれも減少しています。

○人口の推移（3区分毎の人口）

（人）

区分	平成18年3月				令和27年3月				令和2年3月			
	0-14歳	15-64歳	65歳以上	合計	0-14歳	15-64歳	65歳以上	合計	0-14歳	15-64歳	65歳以上	合計
北見	14,835	72,143	22,625	109,603	12,546	63,393	29,670	105,609	11,254	57,797	32,757	101,808
端野	749	3,344	1,315	5,408	524	2,745	1,616	4,885	438	2,305	1,739	4,482
常呂	607	2,883	1,298	4,788	427	2,285	1,354	4,066	365	1,958	1,277	3,600
留辺蘂	727	4,964	2,831	8,522	448	3,297	2,998	6,743	372	2,532	2,967	5,871
合計	16,918	83,334	28,069	128,321	13,945	71,720	35,638	121,303	12,429	64,592	38,740	115,761



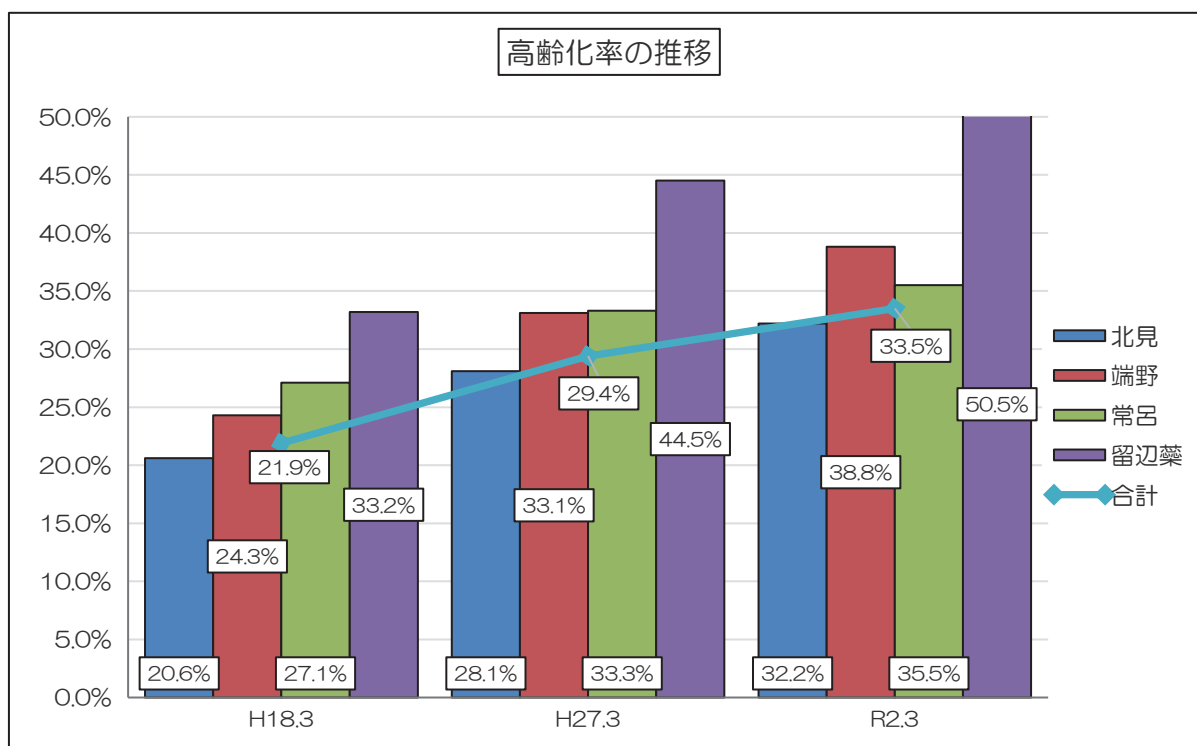
2) 高齢化率の推移

北見市の高齢化率は、平成18年3月末で21.9%でしたが、合併後14年で10%以上増加し、令和2年3月末には33.5%となっています。

自治区別では、北見・端野・常呂自治区では30%台となっていますが、留辺蘂自治区では50%を超えた状況となっています。

○高齢化率の推移 (％)

区 分	平成18年3月	平成27年3月	令和2年3月
北 見	20.6	28.1	32.2
端 野	24.3	33.1	38.8
常 呂	27.1	33.3	35.5
留辺蘂	33.2	44.5	50.5
合 計	21.9	29.4	33.5



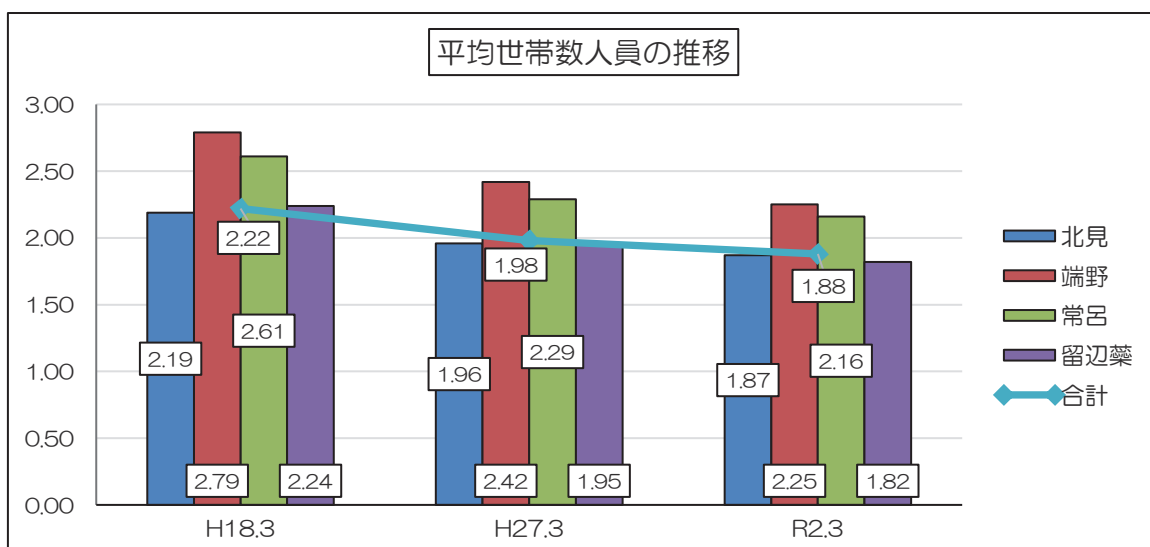
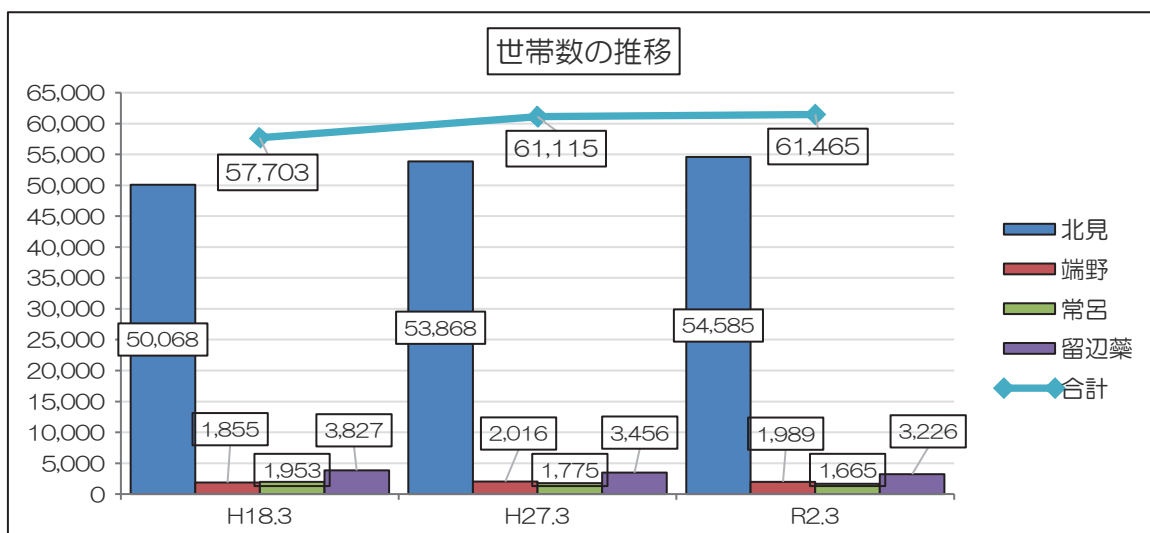
3) 世帯数、平均世帯人員数の推移

北見市の世帯数は、平成18年3月末で57,703世帯でしたが、総人口が減少する中で、令和2年3月末で61,465世帯に増加しています。このため、1世帯当たりの人員数は平成27年3月末で1.98人となり、1世帯当たり2人を割り込むまで縮小しています。この傾向は、北見自治区と留辺蘂自治区で顕著になっています。

○世帯数、平均世帯人員数の推移

(世帯、人)

区 分	平成18年3月		平成27年3月		令和2年3月	
	世帯数	平均世帯人員数	世帯数	平均世帯人員数	世帯数	平均世帯人員数
北 見	50,068	2.19	53,868	1.96	54,585	1.87
端 野	1,855	2.79	2,016	2.42	1,989	2.25
常 呂	1,953	2.61	1,775	2.29	1,665	2.16
留辺蘂	3,827	2.24	3,456	1.95	3,226	1.82
合 計	57,703	2.22	61,115	1.98	61,465	1.88



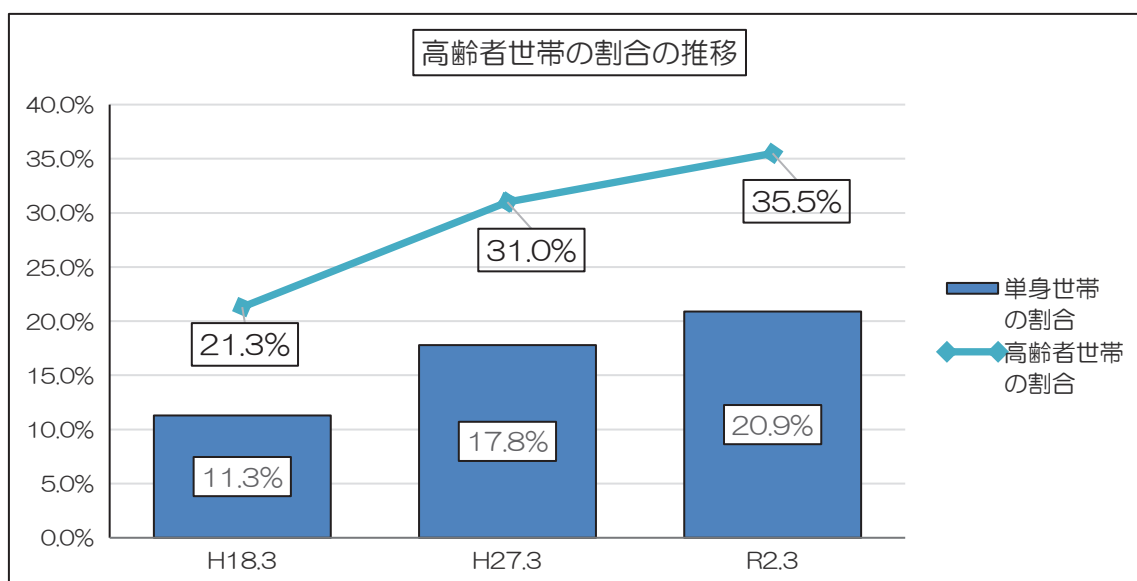
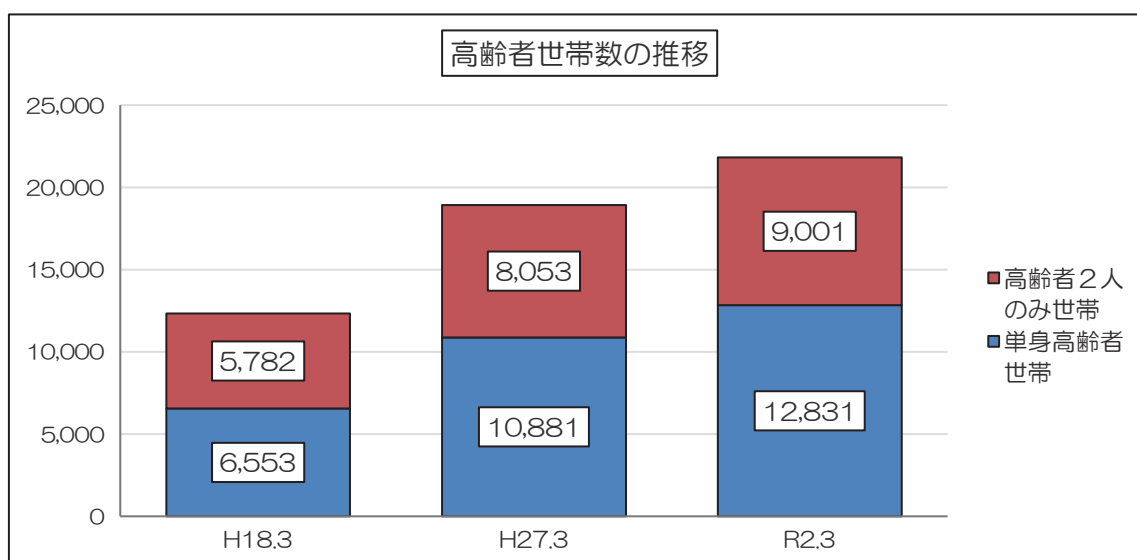
4) 高齢者世帯数の推移

北見市の高齢者世帯は、高齢者人口の増加に伴って、高齢者世帯も増加しており、単身高齢者と高齢者2人のみ世帯の合計は、令和2年3月末には35.5%に達しています。

○高齢者世帯数の推移

(世帯)

区 分	平成 18 年 3 月	平成 27 年 3 月	令和 2 年 3 月
単身高齢者世帯	6,533	10,881	12,831
高齢者2人のみ世帯	5,782	8,053	9,001
合 計	12,315	18,934	21,832
総世帯に占める単身高齢者世帯の割合(%)	11.3	17.8	20.9
総世帯に占める高齢者世帯の割合(%)	21.3	31.0	35.5



5) 認知症高齢者数の推移

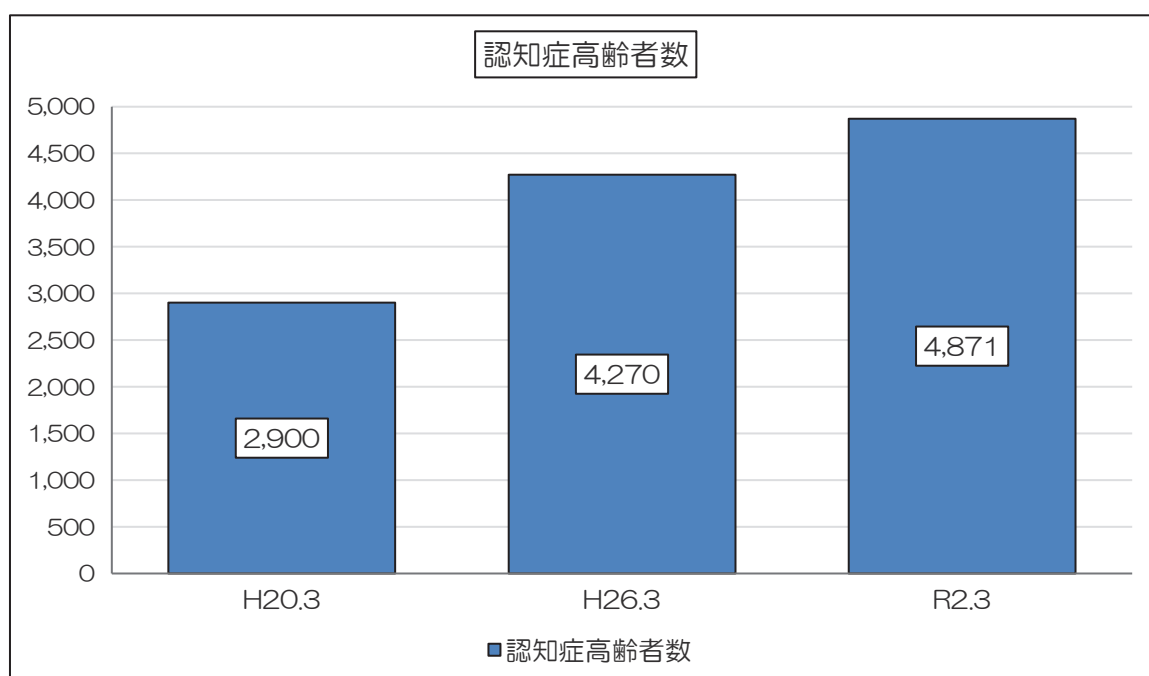
北見市の認知症高齢者数は、高齢者の増加に伴って増加しており、総人口に占める割合は、令和2年3月末には4.2%となっています。また、認知症の方の割合は高齢者の12.3%を占める状態となっています。（ただし、この人数は要介護（支援）認定における認知症自立度Ⅱ以上と判定された方の人数のため、実際の人数はさらに増えると思われます。）

○認知症高齢者数の推移

(人)

区 分	平成20年3月	平成26年3月	令和2年3月
認知症高齢者数	2,900	4,270	4,871
65歳以上人口比(%)	9.4	12.3	12.6
総人口比(%)	2.3	3.5	4.2

※認知症高齢者数は要介護（支援）認定における認知症自立度Ⅱ以上の数



※認知症自立度（認知症高齢者の日常生活自立度）とは

- ・ 認知症の高齢者が日常生活をどこまで自力で過ごすことができるのか、介護の必要度をランク化したものです。

9段階に分かれており、厚生労働省が定めた基準を元に、介護の必要度を図ります。

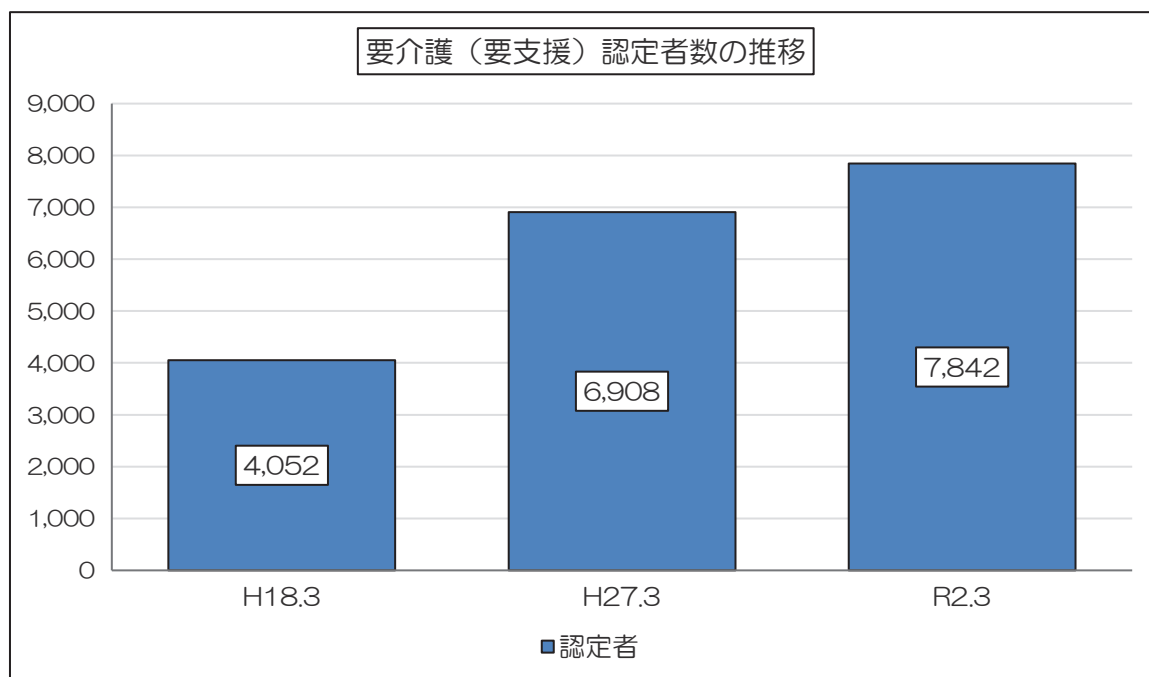
- ・ 認知症自立度Ⅱは、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できるレベルを表します。

6) 要介護（要支援）認定者数の推移

北見市の要介護（要支援）認定者数は、平成18年3月末には4,052人でしたが、令和2年3月末には7,842人に増加しています。認定率も令和2年3月末には20.0%に達しています。

○要介護（要支援）認定者数の推移 (人)

区 分	平成 18 年 3 月	平成 27 年 3 月	令和 2 年 3 月
認定者	4,052	6,908	7,842
認定率(%)	14.4	19.4	20.0
要介護5	511	640	703
要介護4	532	819	873
要介護3	440	782	795
要介護2	676	1,383	1,451
要介護1	1,472	1,494	1,758
要支援2	(要支援) 421	745	825
要支援1		1,045	1,437



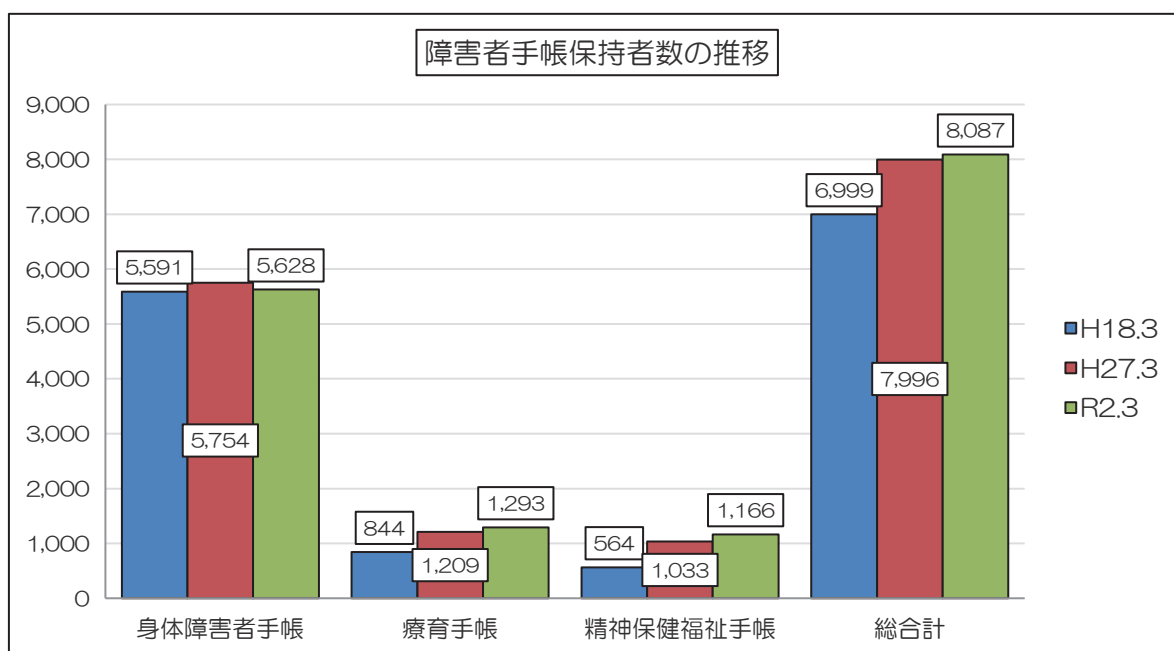
7) 障害者手帳保持者数の推移

北見市の障害者手帳保持者数は、平成18年3月から身体障害者手帳の区分で若干減少していますが、療育手帳・精神保健福祉手帳の区分では増加しています。令和2年3月の総人口に占める割合は約7%となっています。障害者手帳保持者の割合は、身体障害者手帳保持者が69.5%、療育手帳保持者が15.9%、精神保健福祉手帳保持者が14.6%となっています。

○障害者手帳保持者数の推移

(人)

区 分	種別・級	平成18年3月	平成27年3月	令和2年3月
身体障害者手帳 (69.5%)	視覚	315	285	261
	聴覚・平衡	464	408	399
	音声・言語・咀嚼	53	47	42
	肢体	3,340	3,466	3,276
	内部	1,419	1,548	1,650
	合 計	5,591	5,754	5,628
療育手帳 (15.9%)	A	376	446	361
	B	468	763	932
	合 計	844	1,209	1,293
精神保健福祉手帳 (14.6%)	1級	44	110	105
	2級	409	716	791
	3級	111	207	270
	合 計	564	1,033	1,166
総 合 計		6,999	7,996	8,087



8) 町内会（自治会）数の推移

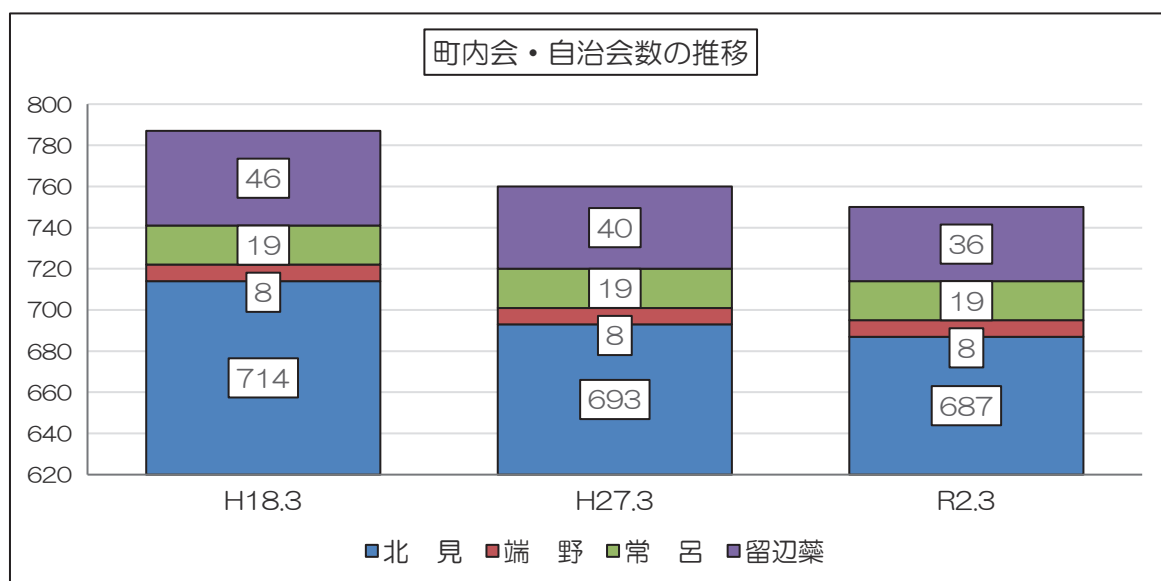
北見市の町内会・自治会数は、人口の減少に伴って減少しており、令和2年3月末では750町内会・自治会となっています。

町内会・自治会の加入率は、令和2年3月末で常呂自治区が83.4%と最も高く、北見自治区が62.4%と最も低くなっています。

合併後、北見・留辺蘂自治区で町内会・自治会数が減少し、全ての自治区において加入率が減少しています。

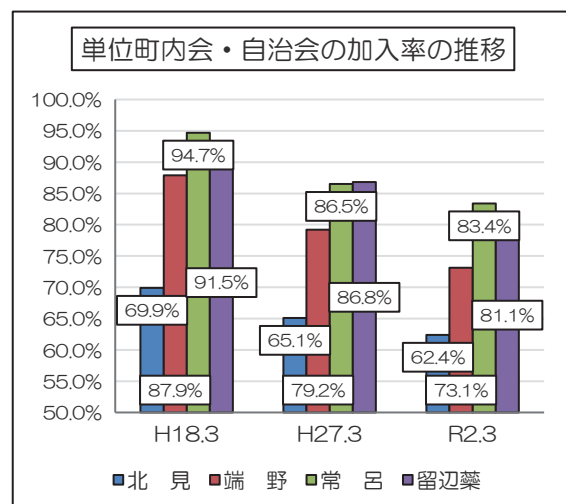
○町内会・自治会数の推移

区 分	平成18年3月	平成27年3月	令和2年3月
北 見	714	693	687
端 野	8	8	8
常 呂	19	19	19
留辺蘂	46	40	36
合 計	787	760	750



○単位町内会・自治会の加入率の推移 (%)

区 分	平成18年3月	平成27年3月	令和2年3月
北 見	69.9	65.1	62.4
端 野	87.9	79.2	73.1
常 呂	94.7	86.5	83.4
留辺蘂	91.5	86.8	81.1



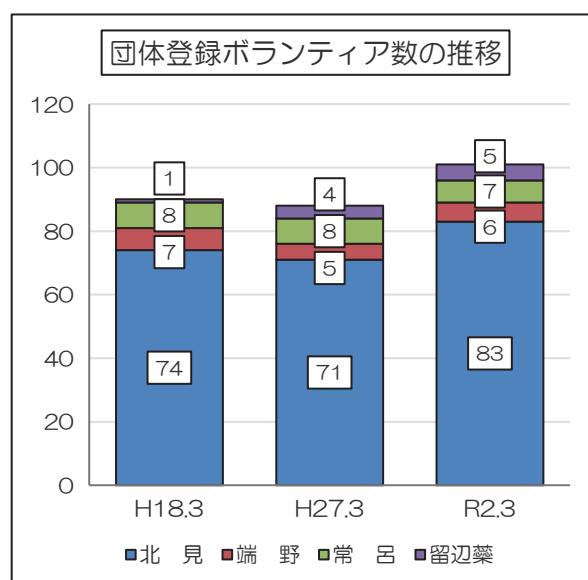
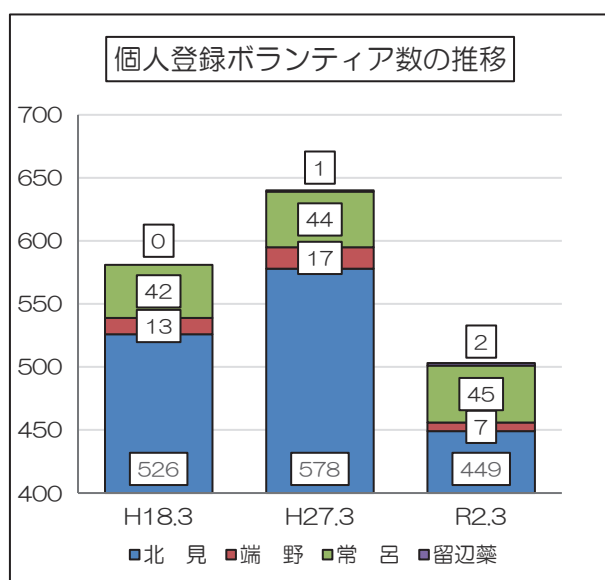
9) 登録ボランティア数の推移

北見市ボランティア市民活動センターに登録されているボランティア数は、更新手続きを行った結果、令和2年3月末で503人と減少していますが、団体の登録数は増加しています。活動率は、自治区別、年度別によって、増減がありますが、全体としては50%を下回っています。

○登録ボランティア数の推移

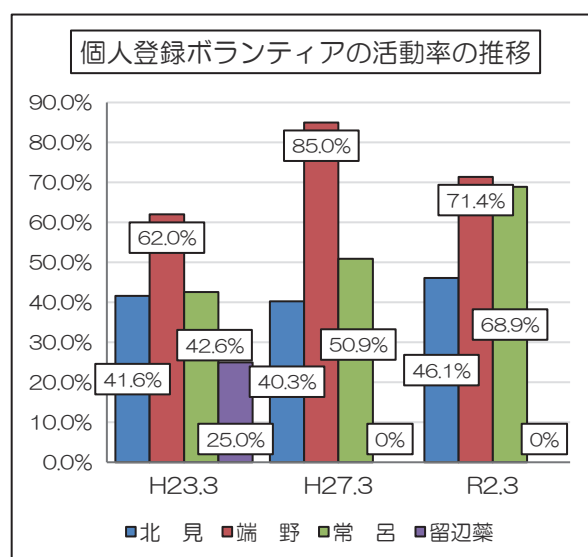
(人)

区分	平成18年3月		平成27年3月		令和2年3月	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体
北見	526	74	578	71	449	83
端野	13	7	17	5	7	6
常呂	42	8	44	8	45	7
留辺蘂	0	1	1	4	2	5
合計	581	90	640	88	503	101



○個人登録ボランティアの活動率の推移 (%)

区分	平成23年3月	平成27年3月	令和2年3月
北見	41.6	40.3	46.1
端野	62.0	85.0	71.4
常呂	42.6	50.9	68.9
留辺蘂	25.0	0.0	0.0
合計	42.8	44.1	48.7



2. 北見市社会福祉協議会の現状と課題

北見市社会福祉協議会は、平成18年3月に1市3町の社協合併により誕生し、15年を経過しましたが、この間、それぞれの地域での取り組みを大切にしながら、町内会・自治会、民生委員児童委員、福祉団体、ボランティア、行政など様々な機関や団体、関係者と連携し、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」の推進に努めてきました。

社協では、これまで3度にわたり地域福祉実践計画を策定し、地域福祉の増進に取り組んできましたが、第3期期計画では

- ① 地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組づくり
- ② 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり
- ③ 地域づくりを主体的に担う人づくり
- ④ 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

の4本の柱立てを行いながら事業展開を図ってきました。

しかし、この間、人口減少とともに少子高齢化が一層進展し、家族や地域の変化に起因する様々な課題や福祉ニーズに加え、社会的な孤立や困窮といった新たな福祉課題への対応が求められるようになりました。

自立支援センターや成年後見支援センター事業を受託し、社協の役割は大きく広がっています。自立支援センターでは社会的孤立や困窮者への対応、成年後見支援センターでは判断能力が十分でない方が安心して生活できるよう対応してきました。

その中で、社協の役割には個別支援と地域づくりのアセスメントを行える社協職員は、福祉活動専門員として仕事に向き合うことが求められています。同時に、社協活動を市民の皆様幅広く知っていただけるよう広報活動を強化するなど「見える化・見せる化」に努め、より一層信頼される法人運営に取り組むことが求められています。

ボランティア活動は社協が大切にしなければならない取組みの一つですが、新たな介護予防・日常生活支援総合事業ではボランティアなどの役割が大きく期待されています。地域の中には、掃除や買い物、電球の取り換えなど少しの支援があれば在宅での生活が続けられる人たちが暮らしています。そうした人たちを支える地域におけるサポーターの養成とその活動の仕組みづくりに着手し、元気な高齢者が支え手として活動に参加することが期待されます。

市内では高齢単身世帯と高齢者二世帯が急増し、家族の相互扶助機能が低下しています。認知症高齢者も増加しており、身近な地域で福祉課題を抱える人たちに気づき、見守る体制づくりを進めることが必要となっています。地域で、事業所で、社協で、行政で重層的に暮らしを支えることが必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 第4期地域福祉活動計画の概要

1) 計画策定の趣旨

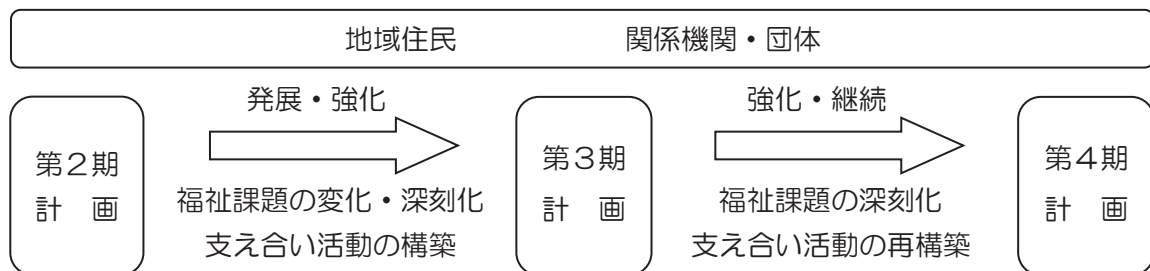
北見市において人口減少や少子高齢化がより一層進展する中であって、社会的孤立や生活困窮、要支援高齢者の増加といった課題が深刻化しています。さらに団塊の世代が全員75歳の後期高齢者に到達する2025年に向け、地域における支え合いの仕組みを再構築することが求められています。これらを踏まえ、第4期計画は前期の基本目標の理念「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」と4つの基本計画を継承し、地域住民を主体としてあらゆる関係団体や機関との連携・協働による福祉のまちづくりをさらに発展・強化する活動計画として策定しました。

2) 計画策定の考え方

第3期計画の基本目標や基本計画、具体的事業の評価や検証、北見市とボランティア市民活動センターが実施したアンケート調査や結果により、住民ニーズや福祉課題の把握に努め、計画の策定を進めました。

また、第3期計画中に制定された地域福祉に関連する様々な法律や制度、北見市が策定する第4期地域福祉計画と整合性を図りながら策定しました。

【イメージ図】




3) 策定体制

令和2年度に第3期計画期間が終了することから、第4期地域福祉活動計画策定要領（P62参照）により第3期計画を踏襲する形で策定に取り組みました。

4) 計画の期間

第4期計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、期間の途中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行っていきます。また、計画の進捗状況に対しては、中間年で検証と評価を行います。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第4期 計 画					

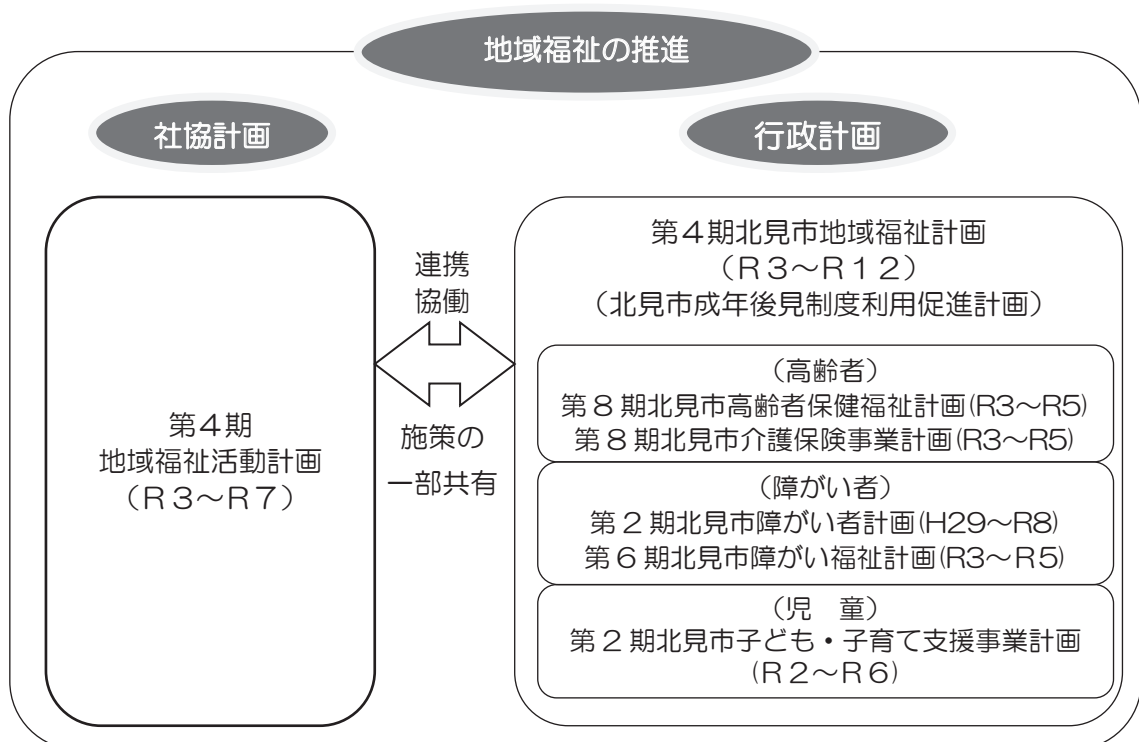
5) 計画の位置付け（第4期北見市地域福祉計画との関係）

北見市が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に位置付けられ、地域住民や関係機関が主役となり、地域福祉の総合的、計画的な推進を図るための行政計画です。

一方、社会福祉協議会は社会福祉法第109条で位置付けられ、地域内のあらゆる関係者の参加と協力を得て、その中核的な役割を担いながら地域福祉の増進に対して、計画的に取り組むことが使命とされています。

社協が策定する「地域福祉活動計画」と北見市が策定する「地域福祉計画」は相互に重要な役割をはたすものであることから、地域福祉を推進する上で密接な連携を図ります。

【社協計画と行政計画の関係図】



2. 基本目標と基本計画

この計画では、今後の福祉のまちづくりの方向性を示す計画全体にかかる目標と、その実現を目指すための取り組みの計画を掲げ、それぞれの方針に沿った具体的な活動を表しています。具体的には、基本目標と4つの基本計画、具体的な取り組みで構成されています。

1) 第4期計画の基本目標

基本目標	「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」
------	--------------------------

2) 第4期計画の基本計画

基本計画	I	「地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり」 地域や住民の福祉課題や要望を把握し、住民や関係機関と課題や情報を共有・連携により解決に向けた体制づくりやまちづくりを目指します。
	II	「住民一人ひとりの福祉課題を受け止め、解決していくための体制づくり」 地域で生活する個々の住民の福祉課題や要望に対して、様々な福祉サービスの活用により利用者本位の支援体制の構築を目指します。
	III	「地域づくりを主体的に担う人づくり」 地域の福祉課題に対する支え合いの仕組みづくりに向けて、地域に根差した担い手の養成や育成を主眼に置き、子どもから高齢者まで誰もが取り組む地域福祉活動の推進を目指します。
	IV	「課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり」 福祉のまちづくりを確実に実行するための当会の財源確保や組織体制の強化、健全運営を目指します。

3. 体系図

第4期地域福祉活動計画の体系図

基本目標 「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」	基本計画Ⅰ	1 地域の支え合い活動の推進
	地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組づくり	2 地域包括ケアシステムから地域共生社会への取り組みに向けて
		3 小地域における福祉活動の推進
		4 災害ボランティアセンターの組織整備
		基本計画Ⅱ
	住民一人ひとりの福祉課題を受け止め、解決していくための体制づくり	2 法人後見事業の実施
		3 成年後見支援センターの運営
		4 自立支援センターの運営
		5 生活福祉資金・応急援護資金貸付事業の実施
		6 地域包括支援センターの運営
		7 介護保険・障がいサービス事業所の経営
		8 高齢者支援事業の推進
		9 障がい者支援事業の実施
		10 要援護高齢者福祉サービス事業の実施
		11 福祉人材バンク事業の実施
		基本計画Ⅲ
地域づくりを主体的に担う人づくり	2 ボランティア市民活動センターの運営	
	3 ボランティア養成事業の実施	
	4 児童・生徒に対する福祉教育の推進	
	基本計画Ⅳ	1 地域福祉活動計画の進行管理
課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり	2 広報媒体を活用した積極的な情報提供	
	3 共同募金運動への協力	
	4 法人運営及び経営基盤の強化	

第5章 推進事業の取り組み

基本計画Ⅰ 地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

1. 地域の支え合い活動の推進

社会福祉協議会は、地域住民を主体とする地域福祉推進の中核的な組織として、深刻な福祉課題や社会的孤立などの新たな課題に向き合い、地域のあらゆる福祉課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

1) あらゆる福祉課題への対応

地域住民から寄せられる多様な福祉課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。

経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の福祉課題について、地域住民、民生委員児童委員、ボランティア、関係機関、行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

2) 相談・支援の取り組み

ボランティア活動、総合相談事業、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、などの相談実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

3) アウトリーチの徹底

コミュニティワーク[※]や個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ[※]を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい福祉課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

4) 地域のつながりの再構築

民生委員児童委員及び関係機関との連携のもと、包括圏域や町内会・自治会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を支援するとともに、ボランティア市民活動センターの取り組みと一体となって、ボランティア、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域における支え合いの仕組みの再構築を図ります。

※コミュニティワークとは

地域社会において地域住民の福祉ニーズの把握、福祉サービスの開発や連絡・調整などを行う援助技術。

※アウトリーチとは

手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、福祉の場合はソーシャルワークや福祉サービスの一般的実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取り組み。

2. 地域包括ケアシステムから地域共生社会への取り組みに向けて

高齢者のみならず障がい者や子供など生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活ができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援が出来るよう地域共生社会の実現に向け取り組みます。

1) 地域包括支援センターによる取り組み

地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備に取り組みます。

住民に身近な圏域において、分野を超えて福祉課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行えるよう取り組みます。

2) 地域課題の解決力の強化

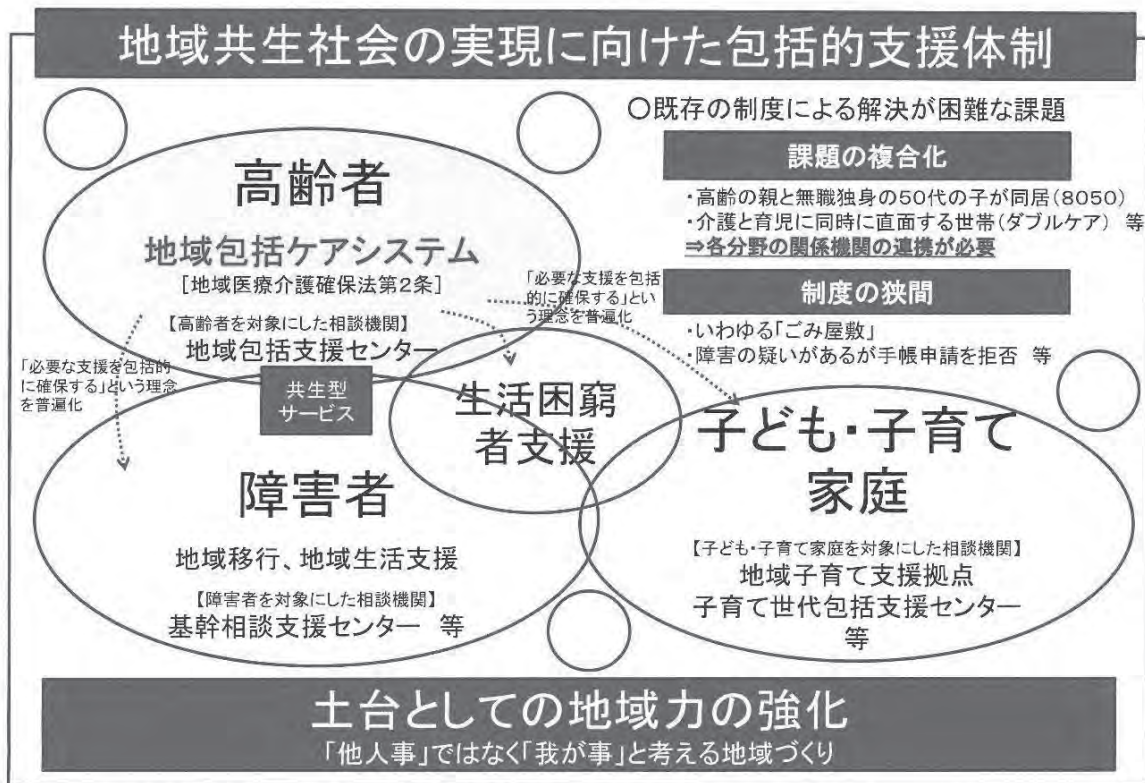
生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を育んでいきます。

地域住民の一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができるように取り組みます。

3) 専門人材の機能強化

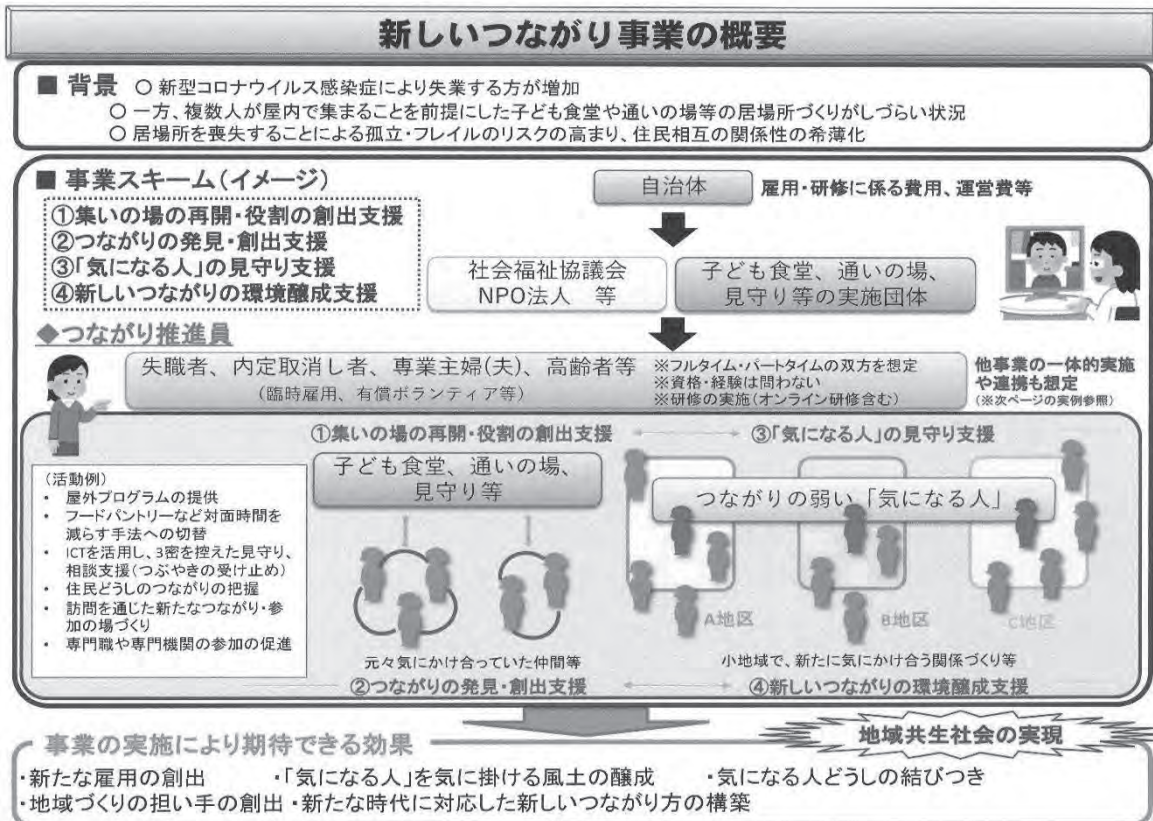
住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく観点から、専門性の確保に配慮しつつ、保健・福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身に着けた人材を配置し、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談などを重層的な支援体制に出来るよう取り組みます。

【地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ図】



※厚生労働省ホームページより

【コロナ禍における新しいつながり事業のイメージ図】



※厚生労働省ホームページより

3. 小地域における福祉活動の推進

住民同士の支え合いや交流活動は、歩いて行ける範囲の身近な地域で取り組まれることが大切です。このため、できるだけ暮らしに密着した小地域において福祉活動の輪が広がるように取り組みを進めます。

1) いきいきふれあいサロン活動の普及促進

高齢者や障がい者、子育て中の親子などが、気軽に集えて楽しく交流できる「いきいきふれあいサロン事業」の推進に努めます。サロンの楽しさを体験していただくため、地域に出向いて1日サロンを開催するほか、サロンの立ち上げ支援や活動への支援も行います。



【サロンの様子（ふまねっと）】



【サロン連絡会議の様子】

2) 町内会・自治会福祉活動の支援

身近な地域の単位として町内会・自治会があります。地域課題の解決に向け様々な福祉活動が取り組まれています。支援を必要としている方を地域で支えるうえで、町内会・自治会は大切な役割を担う組織です。このため、より多くの町内会・自治会が福祉活動に取り組まれるよう、情報提供や啓発に努めるほか、活動への支援も行います。



【小地域ネットワーク研修会の様子】



【町内会・自治会福祉活動の打合せの様子】

3) 地域福祉活動を啓発する研修会の開催

住民が主体となって取り組む支え合い活動の重要性について理解を深めることを目的に、自治会連絡協議会や民生委員児童委員協議会、ボランティア団体など関係機関と連携して、広く市民へ啓発する研修会や、実践者の資質向上を目指した研修会などを実施します。

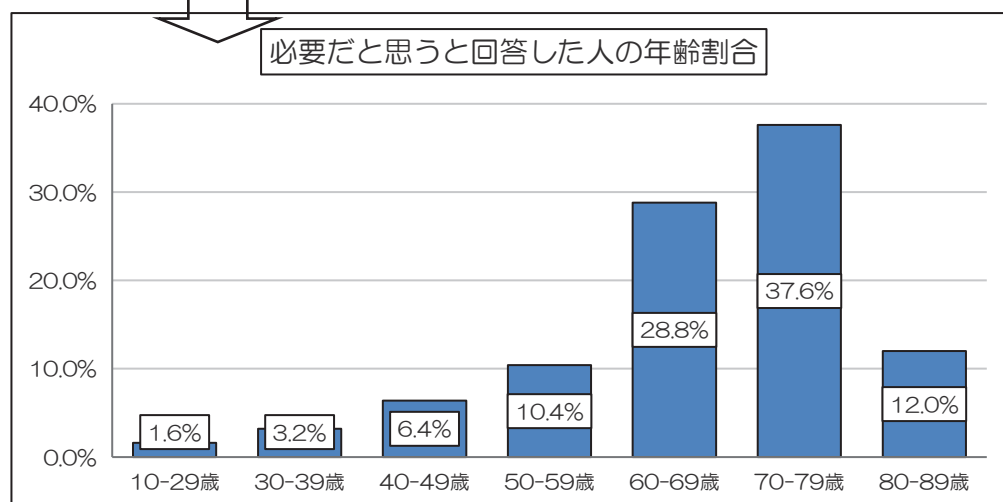
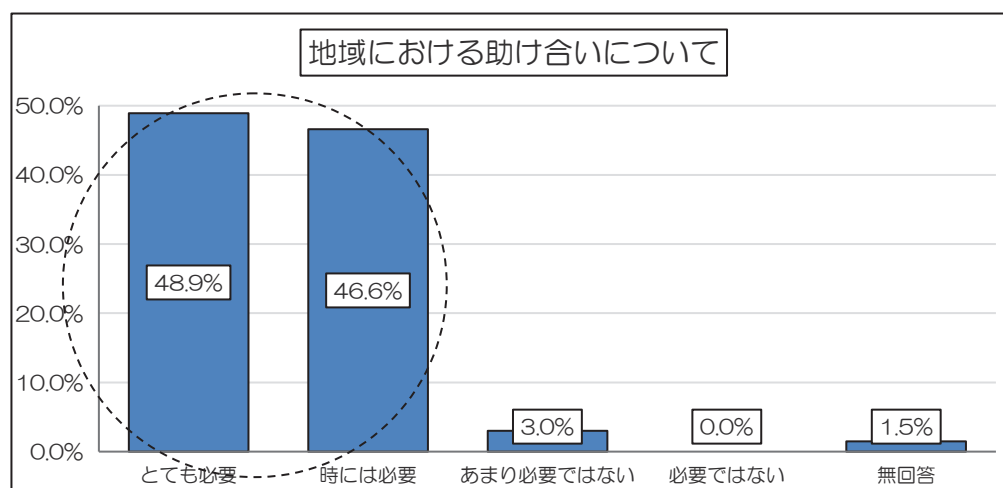
研修会などにおける学習が実践につながるよう取り組みます。

【地域福祉に関するアンケート（令和2年）調査の結果から】

問 地域における助け合いは必要だと思いますか。

(結果)

地域における助け合いの必要性については、約95.5%の方が「とても必要」「時には必要」と大半を占め、「あまり必要ではない」は3.0%とわずかになっています。



4. 災害ボランティアセンターの組織整備

北見市や防災協会、関係機関・団体との連携により、災害発生時に適切な初動対応ができるよう組織体制の整備に努めます。

1) 災害ボランティアセンター運営体制などの強化

東日本大震災から10年、北海道胆振東部地震から3年が経過しましたが、災害復興支援ばかりでなく、その後の被災者のケアを含めてボランティアの活動が大きな役割を果たしました。

近年の異常気象による自然災害は、いつこの地域で発生するとも限らず、普段からの備えを強化することが必要です。このため、北見市総合防災訓練にボランティアとともに参加し、防災協会など関係機関・団体と連携しながら、災害発生時におけるボランティアセンターの活動強化に取り組みます。

また、災害ボランティアセンター運営マニュアルについては、令和2年度に改訂しましたが、随時必要な見直しを行うとともに、北見市との連携・強化を図っていきます。

2) 資機材の整備

平成26年度から取り組んだ資機材の整備事業は平成28年度で終了しましたが、今後において資機材の活用、あらゆる災害に対応出来るよう更新・整備に取り組みます。

【資機材の例】

- | | | | |
|----------|-----------|----------|------------|
| ・ 掲示ボード | ・ ホワイトボード | ・ 自転車 | ・ 一輪車 |
| ・ リヤカー | ・ 台車 | ・ 排水用ポンプ | ・ 発電機 |
| ・ 携行缶 | ・ LED投光器 | ・ ヘルメット | ・ 角スコップ |
| ・ 剣先スコップ | ・ じゅうのう | ・ デッキブラシ | ・ 熊手 |
| ・ 鍬 | ・ 泥上げ | ・ 回転モップ | ・ 土嚢（どのう）袋 |
| ・ 防塵マスク | ・ ゴーグル | ・ 石灰 | ・ テント など |

（整備資材 全83種 20,961点）



【保管状況（保管場所 旧富丘小学校教員住宅）】

基本計画Ⅱ 住民一人ひとりの福祉課題を受け止め、解決していくための体制づくり

1. 日常生活自立支援事業の実施

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が、地域の中でその人らしく安心して暮らすことができるように、生活を送るうえでの助言や、日常的な金銭管理、重要書類等の預かり、日常の事務手続き等の支援を本人の希望に応じて組み合わせて行います。

支援には北見市社会福祉協議会職員である「専門員」と、北見市社会福祉協議会と雇用契約を結んだ地域住民「生活支援員」が役割分担しながら本人を支えます。実際の支援は生活支援員が担い、専門員は支援や関係者の調整等、コーディネートする役割を担います。地域住民が生活支援員として事業に参加することにより、本人の安心感や地域とのつながりに資する事業であり、事業の周知啓発、専門員や生活支援員の知識や面接技術等の向上などに継続して取り組みます。

2. 法人後見事業の実施

北見市における権利擁護の推進と支え合いのある地域づくりに資するよう、法人として成年後見等を受任し、法人後見支援員と協力して被後見人等の支援に努めるとともに、市民後見人や親族後見人等が安心して適切な後見等業務が行えるよう、後見等監督人として就任し活動を支援します。

法人による後見等の受任は、令和2年9月末現在で、32件を受任していますが、今後ますます支援対象者が増えることが見込まれるなか、皆に信頼され継続した支援ができるよう、さらなる事業の充実を図ります。

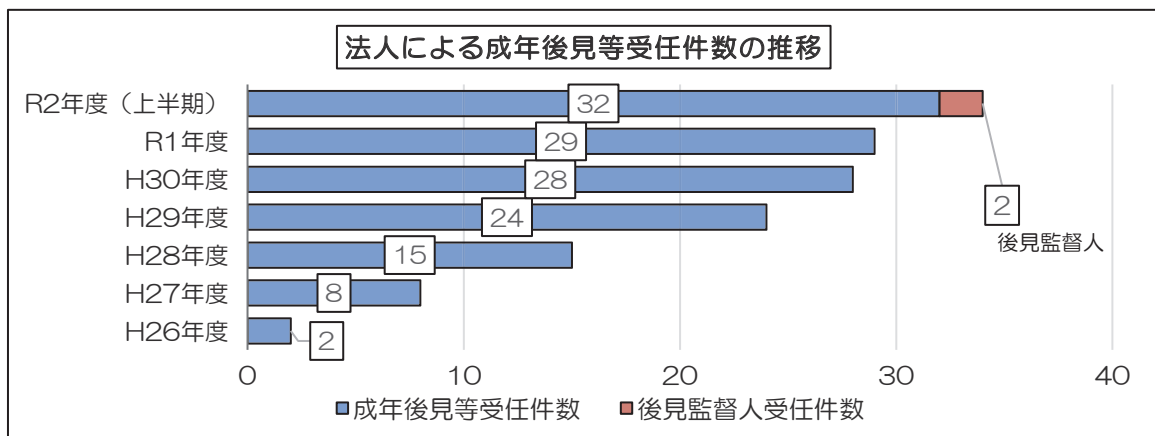
また、当該制度を下支えし、安定した運用に資するよう福祉専門職による支援が必要な案件の受任体制を整備するとともに、任意後見契約など本人の自己決定をより尊重するための受任体制について検討を進めます。

法人後見のメリット

- ・後見業務の継続性や永続性。
- ・地域ネットワークの活用と連携。
- ・法人の情報公開や透明性。

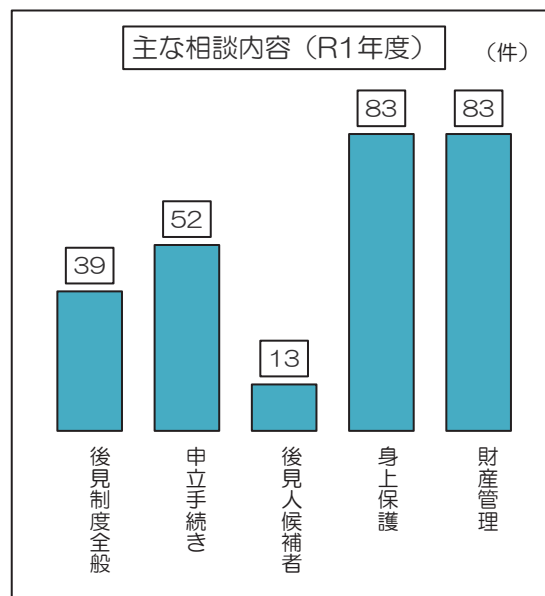
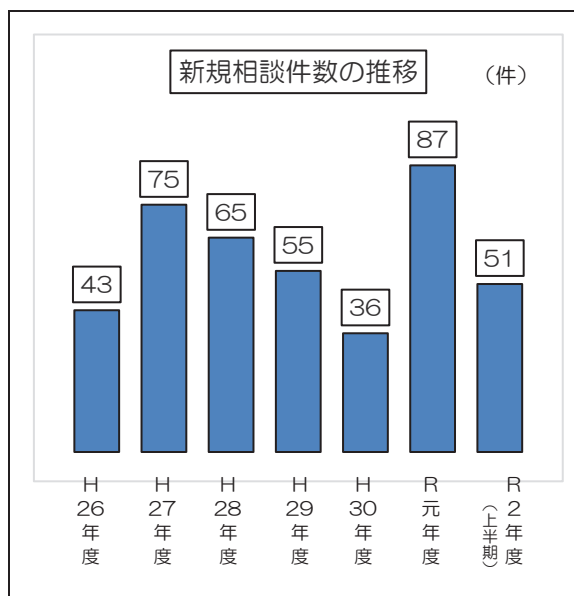
法人後見支援員（市民後見人）

- ・登録者数 22名（令和3年2月末）



3. 成年後見支援センターの運営

判断能力が不十分であるなど成年後見制度による権利擁護が必要な方やその家族等からの相談をお受けし、成年後見制度利用への支援を行います。また、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、利用者等がメリットを感じられる制度運用に向けて、家庭裁判所、行政、職能団体等との協議と、具体的な仕組みづくりに取り組むとともに、制度の普及啓発を目的とした周知活動の強化や研修会等の開催、また、地域における権利擁護支援の機運を高めるとともに見守りや支援等体制強化に資するよう市民後見人養成研修を開催します。



○成年後見支援センター運営委員会、審査検討会の設置

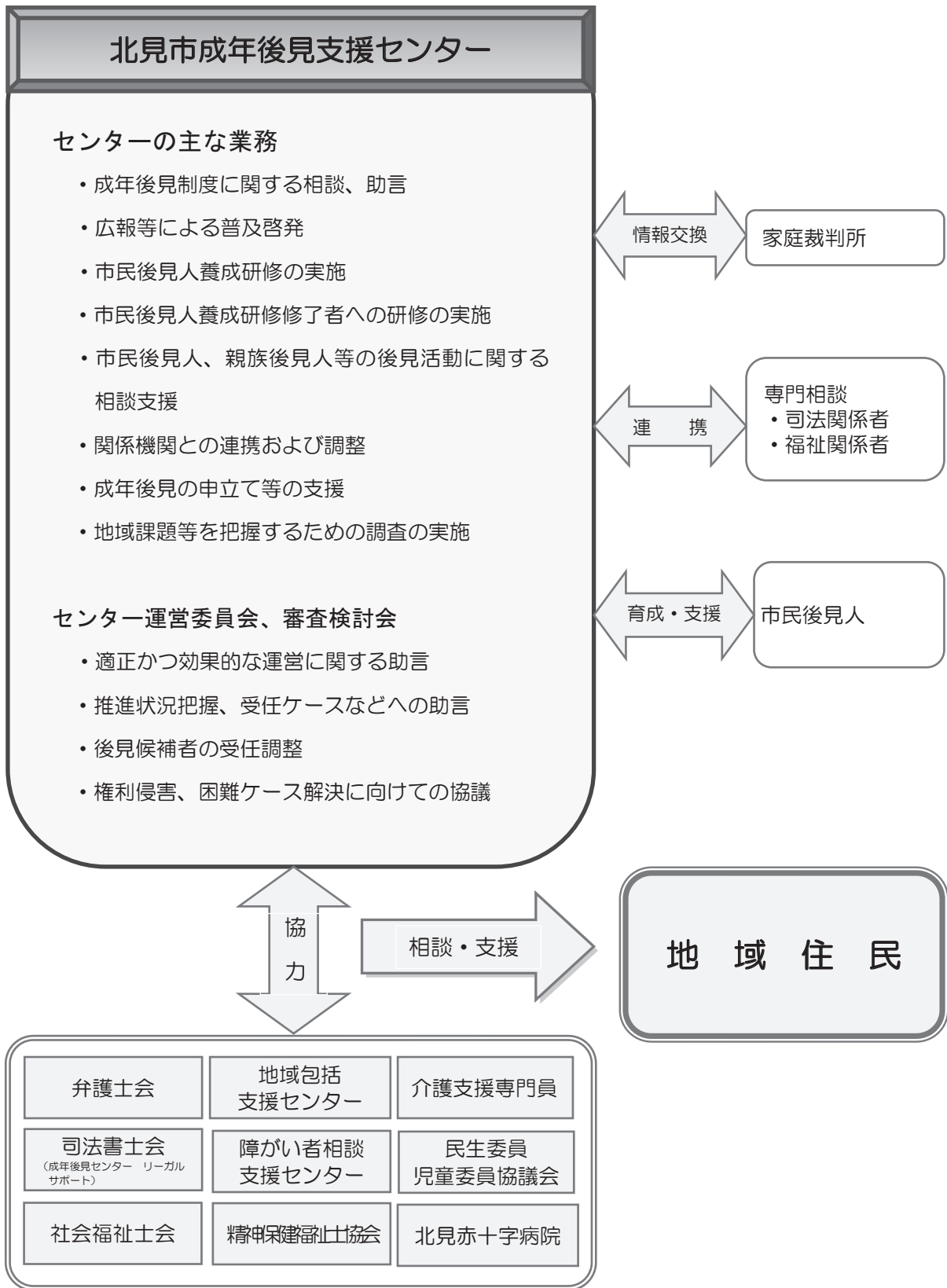
成年後見支援センターは、市内関係機関の協力を得て、「運営委員会」「審査検討会」を設置し事業の適正かつ効果的な実施に努めます。

【構成機関】（順不同）

（令和3年3月現在）

釧路弁護士会
 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート釧路支部
 公益社団法人 北海道社会福祉士会オホーツク地区支部
 北見市民生委員児童委員協議会
 北見市地域包括支援センター連絡協議会
 北見市障がい者相談支援センター
 北見地域介護支援専門員連絡協議会
 一般社団法人 北海道精神保健福祉士協会道北ブロック
 北見赤十字病院

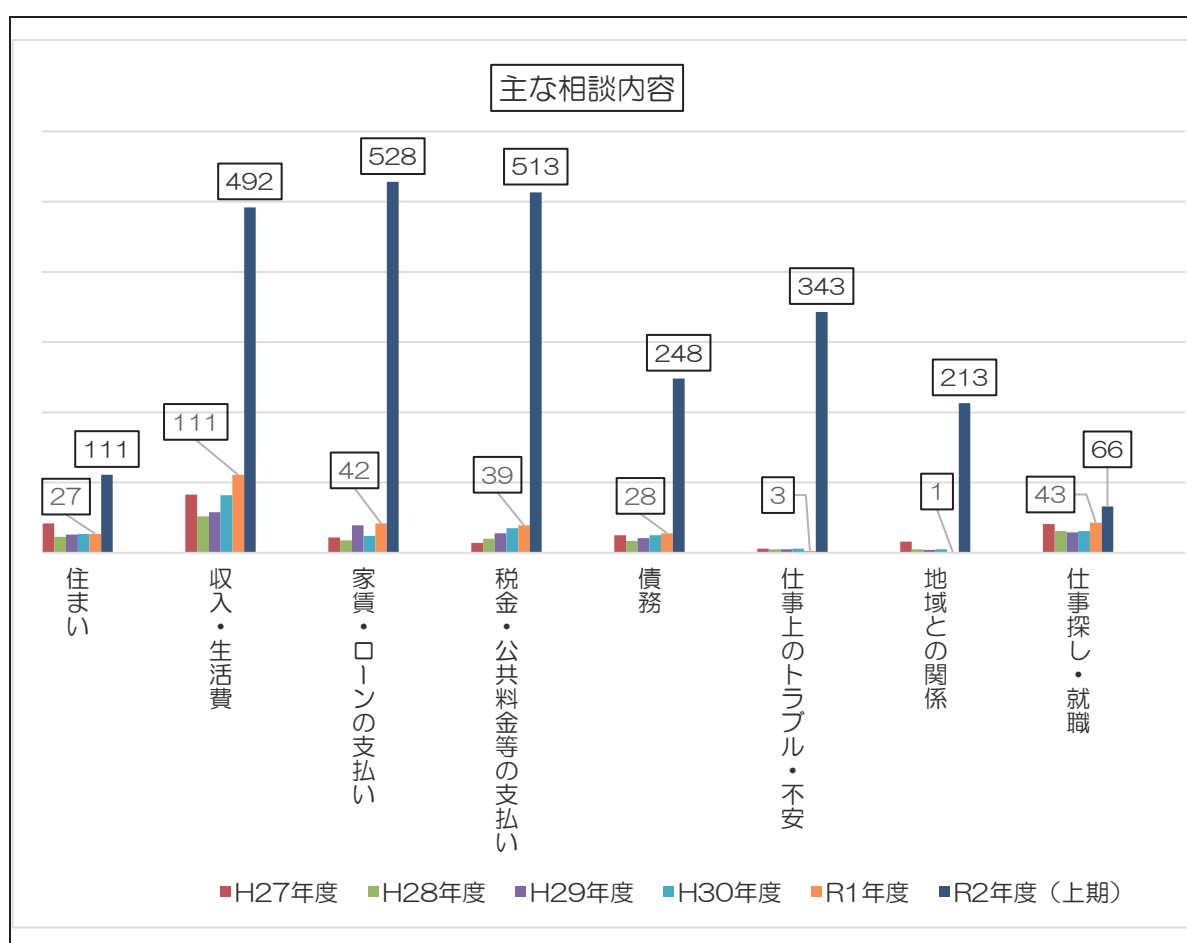
【北見市成年後見支援センターのイメージ図】



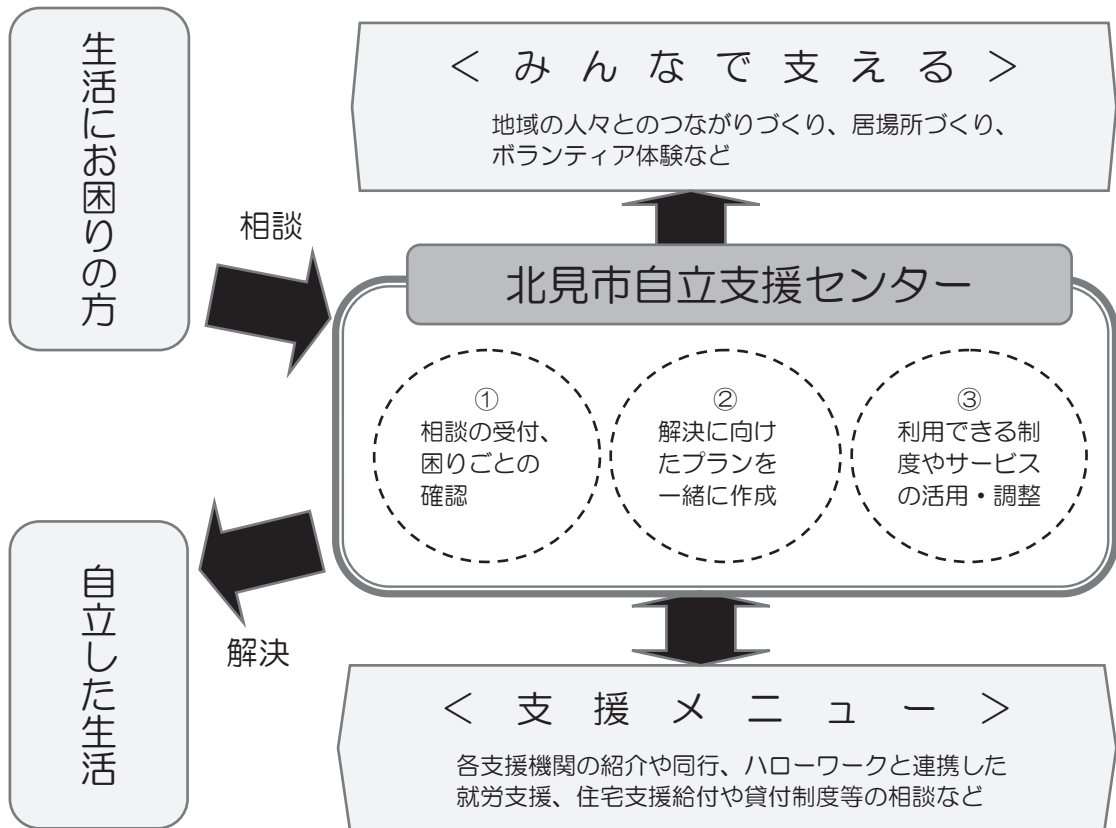
4. 自立支援センターの運営

相談者の抱える課題は、経済的な困窮をはじめとして、ひきこもり、就労活動困難、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス、家計管理の課題、就労定着困難、債務問題など多岐にわたり、また、こうした福祉課題を抱える人が世帯に複数存在するなど、相談者の課題は複雑かつ多様化しています。こうした生活困窮者に対しては、自立支援センターによる相談支援だけで完結するものではなく、生活困窮者やひきこもりの状態にある人に関する中核的な相談支援機関として、関係機関、地域住民等との連携や協働などのチーム支援と、支え合う地域づくりへの機運を高めることを意識した取り組みを推進します。

また、社協が実施している生活福祉資金貸付事業や福祉人材バンク事業などとの一体的な相談体制により取り組みます。



【北見市自立支援センターの相談・支援のながれ】



5. 生活福祉資金・応急援護資金貸付事業の実施

各種資金の貸付相談を通じて、生活課題の把握に努め、資金の貸付けにより世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的に実施します。

なお、自立支援センターによる家計改善支援や家族関係の調整をはじめ、安心サポート事業による現物給付、また市民の皆様からお預かりした食材を提供することなどにより、年々、本貸付事業の利用件数は減少しています。

このことから、応急援護資金貸付事業の必要性を含めたあり方について、検討を進めてまいります。

【令和2年3月末貸付状況及び資金概要】

(件、円)

資金名	件数	金額	資金概要
教育支援資金			
就学支度費	9	2,437,000	学校に入学する際に必要な経費
教育支援費	12	33,120,000	学校に入学、在学時に必要な経費
緊急小口資金	2	110,000	生活保護世帯生活備品購入費、日常生活上一時的に必要な経費
福祉費	3	983,771	
合計	26	36,650,771	
応急援護資金			
生活資金	36	624,000	<ul style="list-style-type: none"> ・不時の出費に困窮する低所得世帯に貸付する経費 ・貸付額は原則2万円以内
療養資金		0	
教育資金		0	
合計	36	624,000	

6. 地域包括支援センターの運営

北見市からの受託により、北部地区、常呂地区、留辺蘂・温根湯温泉地区の3センターを運営します。

地域に暮らす高齢者などの最も身近な相談窓口として、様々な相談を受け止め、訪問による実態把握をとおして、最も適したサービスの利用について一緒に考え、本人が望む生活が続けられるよう支援を行います。

1) 地域個別ケア会議などの開催

相談者の抱える課題や要望を受け止め、在宅生活を支える個別支援のあり方を検討するため、相談者に関わる福祉・介護・医療などの関係者が集まる地域個別ケア会議をはじめ、高齢者の実態把握や個別支援をとおして把握した福祉課題を地域住民や関係機関と共有し、地域ケアネットワーク会議を開催し、課題解決をします。

2) 地域総合相談体制の推進

つなぎ先がなかなか決まらない複雑な相談や虐待、権利擁護、消費者被害などに迅速に対応するため、地域住民や関係機関との連携を強化し、早期の発見や通報につながる体制づくりに取り組みます。

3) 地域の高齢者などに対する緊急時支援体制の整備・推進

急病や事故などの緊急時における迅速な支援を可能とするために、福祉や介護サービスの利用状況や緊急連絡先が一目で把握できる「支援カード」や「あんしんカード」の作成と利用を促進します。また、「北まるnet 救急医療情報」の活用についても必要な支援を行います。

4) 介護予防支援の推進

将来、介護が必要になる可能性の高い高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより、介護予防を効果的に実施します。また、地域の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう適切なアセスメントを行い、介護予防教室などを通して本人の主体的な活動と生活の質の向上に結び付く支援に努めます。

5) 生活支援体制整備事業（第2層協議体）の実施

地域の高齢者などへの実態調査による福祉課題やニーズの把握を、町内会・自治会や民生委員児童委員など圏域内の関係者との連携と強化を図り、人と人とのつながりや生きがいを持って暮らしていくことの出来る地域づくりについて第2層協議体で協議を行います。



【介護予防教室の様子】



【第2層協議体の様子】

6) 認知症地域推進員の配置と認知症初期集中支援事業の実施

認知症の方やその家族等への支援業務や、支援機関に対する専門的助言を行うとともに、区内の医療機関や介護事業所等をはじめとした地域の関係機関との連携をはかり、地域資源構築の企画調整及び支援機関の認知症対応力向上に資する取り組みを行います。

複数の専門職が認知症が疑われる方、認知症の方とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

7) 認知症サポーター養成講座の実施

（地域における認知症支援体制の構築、ケア向上の推進）

認知症の人とその家族がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを目指して支援ネットワークの構築や相談支援・認知症予防の推進などに取り組みます。また、認知症サポーター養成講座や認知症カフェを開催します。

また、認知症サポーター養成講座修了者向けにフォローアップ研修の開催や、地域における活動の場の提供に努めます。

【認知症サポーターってなに？】

認知症サポーターは“なにか”特別なことをする人ではありません。養成研修を通じて認知症についての正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を応援するのが認知症サポーターです。



【認知症サポーター養成講座の様子】

8) 在宅介護支援センター事業の推進

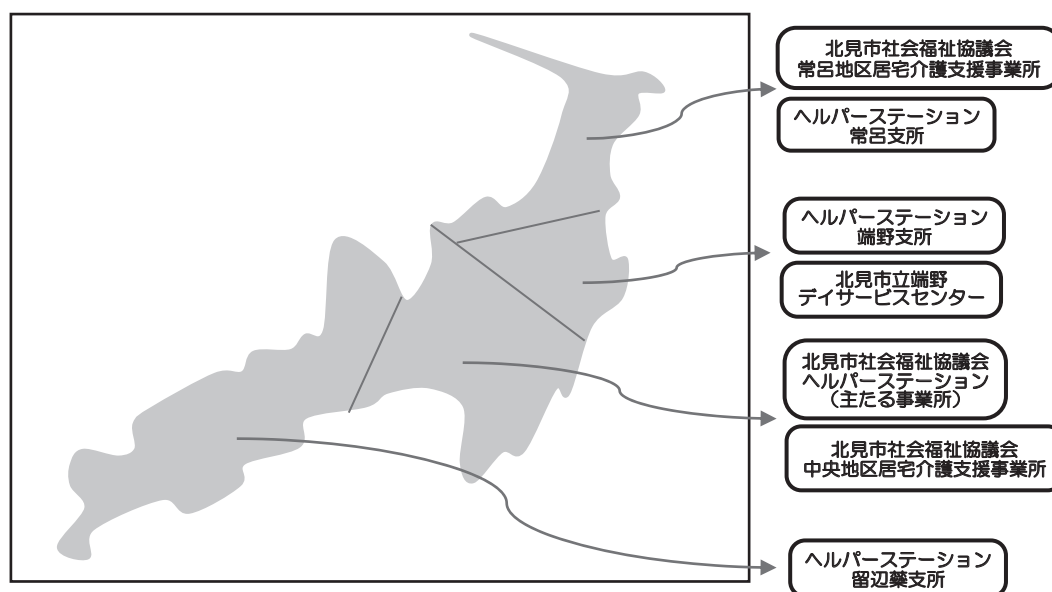
北見市からの受託により、東部・端野地区地域包括支援センターのブランチ（協力機関）として、「端野町在宅介護支援センター」を運営します。

7. 介護保険・障がいサービス事業所の経営

地域において高齢者や障がい者が必要としている介護サービスを実施していきます。特に、他の民間事業所が取り扱うことが難しい遠距離な地域であっても、社協の事業所がしっかりとカバーし、継続してサービス提供を行います。

そのためにも、将来にわたって持続可能な介護事業所の経営改善が必要であり、弾力的かつ効率的な事業所運営を目指します。

【事業所所在地】



1) 訪問介護事業の経営

北見市社会福祉協議会ヘルパーステーションは、本所（北見自治区）に主たる事務所を設置し、端野、常呂、留辺蘂支所にサテライトステーションを設置し、北見市全域でのサービスを提供します。

【実施事業の一覧】

○介護保険制度

「指定訪問介護事業」「指定介護予防訪問介護事業」

○障害者総合支援法

「指定居宅介護支援事業」「指定重度訪問介護事業」「指定同行援護事業」

○北見市からの受託事業

「障害者移動支援事業」「養育支援事業」「ひとり親家庭等日常生活支援事業」

○その他

「福祉有償運送事業」

2) 居宅介護支援事業の経営

居宅介護支援事業所は、北見、端野、留辺蘂地域を担当する中央地区居宅介護支援事業所と、常呂地域を担当する常呂地区居宅介護支援事業所の2事業所体制で北見市全域のサービス支援を実施します。

居宅介護支援事業所においては、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者の心身の状況や生活環境に応じた適確な「居宅サービス計画」を作成するとともに、適切にサービスが提供されるよう支援の調整・管理を行います。

3) デイサービスセンター（通所介護）事業の経営

北見市の指定管理者として、端野デイサービスセンターを運営します。

デイサービスセンターでは、利用者の心身の状況を踏まえ、その方が有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう総合的なサービスの提供を行います。

【実施事業の一覧】

○介護保険制度

「指定通所介護事業」「介護予防・日常生活支援総合事業」（通所介護相当サービス）

○障害者総合支援法

「基準該当生活介護事業」

○北見市からの委託事業

「日中一時支援事業」

8. 高齢者支援事業の実施

在宅の単身高齢者などの閉じこもり防止や孤立感の解消、生きがいづくりの啓発、心身機能の低下を予防することを目的とした様々な取り組みを推進します。

1) 訪問事業の実施

ボランティアやホームヘルパーが定期的に訪問し、安否確認や日常的な生活相談を受けることを目的に実施します。



【ボランティアによる訪問の様子】

2) 交流事業の実施

ボランティアや地域の住民の協力により、閉じこもり防止や地域内交流、仲間づくり、健康保持、生きがいづくりなどを目的に食事会や日帰り旅行を実施します。

また、子どもたちが参加する異世代間の交流会など、地域に密着した幅広い取り組みを推進します。



【いきいきふれあいの集いの様子】



【みんなの広場の様子】

9. 障がい者支援事業の実施

障がい者関連の法改正が進む中、障がい者への理解と支援が出来るようニーズ調査を行い社協の役割について検討します。また、障害者就労施設からの物品等の優先調達方針に基づく取り組みを推進します。

1) ふれあい広場の実施

障がい者団体との共催により、障がい者と市民の交流を目的として「ふれあい広場」を実施します。

2) 重度障がい者に対する移送支援事業等の推進

在宅重度障がい者などの日常生活における社会参加の促進など、外出の機会の増進と移動手段の確保を目的として、リフト付き車両など福祉車両による送迎支援を行います。

また、重度障がい者の交流や居場所づくりに向けた当事者団体などの取り組みを支援します。

【令和2年3月末実績】

	運行日数	利用回数	利用者延人数
本所	150日	590回	2,276人
常呂支所	157日	157回	295人

※常呂支所が受託している移送支援事業については、市が委託事業の見直しを検討しています。

3) みんなのふれあい福祉ショップ「テルベ」の運営

市内やオホーツク管内の福祉施設や作業所で制作した製品の販売を通して、広く市民に対しノーマライゼーション理念の普及や啓発を図ることを目的に、福祉ショップ「テルベ」を運営します。



【店舗の様子】



【生産フェアの様子】

4) 障がい者の就労支援の実施

福祉人材バンクなどを活用し、障がい者の福祉就労の促進に努めます。

また、自立支援センターにおいても、市内の関係機関やNPOなどと連携し、障がい者の就労支援を行います。

10. 要援護高齢者福祉サービス事業の実施

単身高齢者や障がい者などに対して住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように要援護高齢者福祉サービス事業を北見市から受託し、7つの事業を実施します。

【令和2年3月末サービス利用状況】

サービスの種類	利用者数	サービスの種類	利用者数
安否確認事業	923人	除雪機貸与事業	31町内会
緊急通報システム設置事業	887世帯	訪問理美容サービス事業	192人
除雪サービス	969世帯	介護用具貸与事業	介護ベッド 5人
寝具乾燥サービス事業	6世帯		車椅子 4人

これらの事業の一つひとつが高齢者などの在宅生活を支える大切なサービスであり、常に利用者の立場に立った、より良いサービスとなるよう、委託事業のあり方や内容について北見市と継続的に協議することとします。

11. 福祉人材バンク事業の実施

福祉職場への理解と関心を広げ、福祉職場への就労を促進するため、北海道社会福祉協議会より受託し、福祉人材バンク事業を実施します。

北海道福祉人材センターやハローワークなどの関係機関と連携のもと、求人・求職者の登録を確保し、就職相談や講習会などをおして福祉人材の発掘から養成、就労支援、職場定着につながるようキャリア支援専門員を配置し効果的な事業実施に努めます。

【実施する主な事業内容】

- 福祉職場の説明会
- 求人・求職相談の登録と紹介
- 福祉の仕事を学ぶ講習会
- 関係機関との連携による出張相談
- 各種事業・情報の周知

1. 新たな担い手づくりの検討・実施

地域の支え合いや助け合い活動の現場である町内会・自治会では、会員数の減少や高齢化とともに活動を支える担い手の確保が課題となっています。

このため元気な高齢者に支え合い活動の担い手として参加していただけるよう体制づくりを進めるとともに、誰もが「無理なく自分でもできる」支え合い活動やボランティア活動の仕組みづくりやコーディネート（調整）に取り組めます。

1) 地域の支え合い活動の担い手の養成

地域の中で公的なサービスを活用しなくても、ほんの少しの家事的な援助や手助けがあれば、在宅生活を続けることができる方が数多くいます。

このため、高齢者などの在宅生活を支える「地域支え合い事業（互近助サービス）」の推進に取り組めます。

2) 地域活動ボランティアの体制整備

地域住民や福祉施設などから必要とされるボランティアニーズの把握に努め、ニーズに合ったボランティアの養成や需給調整を行うため、ボランティアアシスタント・アドバイザーを配置するなど、地域におけるボランティア活動の体制整備に取り組めます。

3) 多様なボランティア活動の促進

ボランティアを必要とするニーズは多様化しており、ボランティア活動も学生ボランティアから企業の社会貢献活動まで様々な形があります。ボランティアを始める動機も様々ですが、誰もが無理なくボランティア活動に取り組めるよう提案し活動を促進します。

2. ボランティア市民活動センターの運営

ボランティア市民活動センターには、約600人の個人と約80の団体がボランティア登録し活動していますが、より一層ボランティア登録の拡充と活動率の向上に努めます。

1) ボランティア市民活動センターの強化

ボランティアを行いたい人とボランティアを受けたい人の調整や、ボランティアの発掘と養成、ボランティア団体等のネットワークづくりと活動支援など、ボランティア市民活動センターの強化に取り組みます。

【令和2年3月末ボランティア派遣需給調整実績】

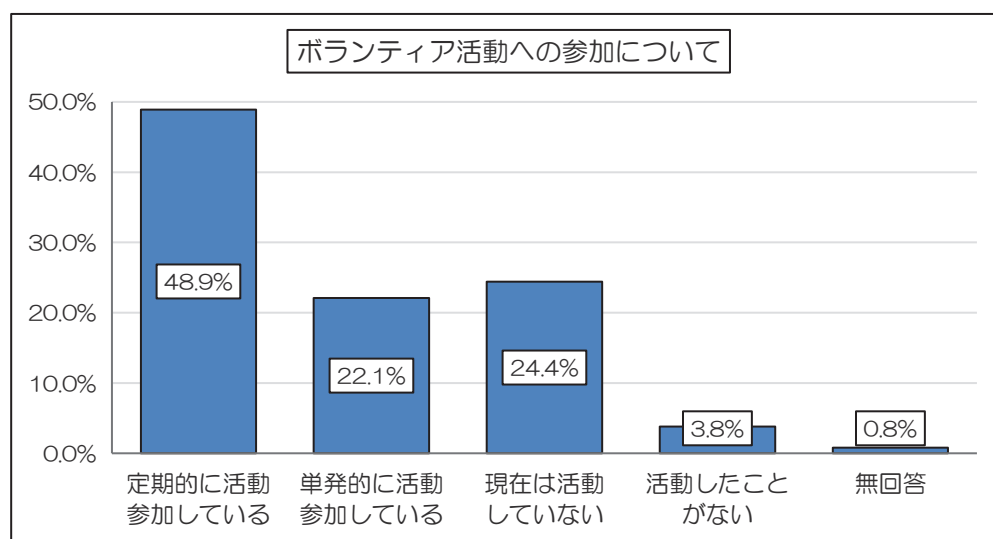
	受付件数	調整回数	派遣回数	派遣人数	派遣時間	利用者数
在宅	377回	2,375回	876回	1,345人	1,673h	887人
団体	358回	2,319回	1,340回	3,052人	8,234h	113,596人
合計	735回	4,694回	2,216回	4,397人	9,907h	114,483人

【地域福祉に関するアンケート（令和2年）調査の結果から】

問 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。

（結果）

ボランティア活動に定期的もしくは単発的に「参加している」割合は71%となっており大多数の方がボランティア活動を行っています。何らかの事情で「現在は活動していない」24.4%と4人に1人が活動していない、登録はしているが「活動したことがない」が3.8%となっています。



2) 福祉教育用教材の整備と貸出し

ボランティア活動実践者の増加を目指し、ボランティアや社会福祉の理解を促す福祉教育用教材の貸出しと整備を行います。

【貸出し教材一覧】

- ・高齢者疑似体験セット（S、L）
- ・右マヒ疑似体験セット（M、L）
- ・車いす
- ・アイマスク（大人、子供）
- ・白杖
- ・点字ブロック
- ・視覚障がいプレートセット
- ・レスキューキッチン
- ・視聴覚教材（ビデオ、DVD、図書）



【レスキューキッチン使用の様子】



【高齢者疑似体験セット】

3. ボランティア養成事業の実施

ボランティア実践者の増加と資質向上を目指し、様々な機会や場面において啓発活動や講座、研修会などを企画・実施します。

1) ボランティアサロン・カフェの開催

ボランティア実践者が主体となりサロンを運営し、ボランティア実践者とボランティアに興味のある市民が気軽に集い、ボランティア体験を語る茶話会や研修などを行います。



【ボランティアサロンの様子】

2) ボランティア（担い手）養成講座の充実

ボランティアを始めたばかりの方やボランティアに興味のある方を対象とした入門講座や、ボランティア実践者の専門性や資質の向上を目的とした専門講座、ボランティアの担い手の増加を目指した各種研修会を実施します。

特に、多様化するボランティアのあり方に対しては、次代を担う実践者の養成を目指し、学生を含めた若い世代を対象とするボランティアの養成や、企業や会社が身近な地域内での担い手となるべくボランティア活動への啓発や研修に取り組みます。



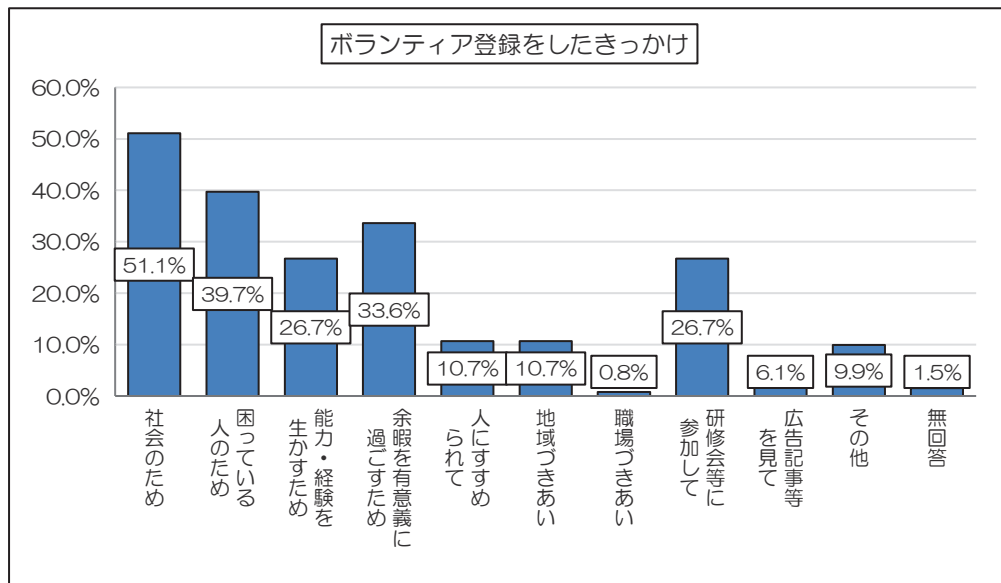
【ボランティア養成研修の様子】

【地域福祉に関するアンケート（令和2年）調査の結果から】

問 ボランティア市民活動センターにボランティア登録をされたきっかけは。
（複数回答）

（結果）

ボランティア登録をしたきっかけとして「社会のため」が半数を超える51.1%、「困っている人のため」が39.7%と社会貢献活動を行いたいという方が多く余暇を有意義に、経験・能力を生かしたいと続いており、登録された方の多くは、自身の自己研鑽に登録をしていることが伺えます。

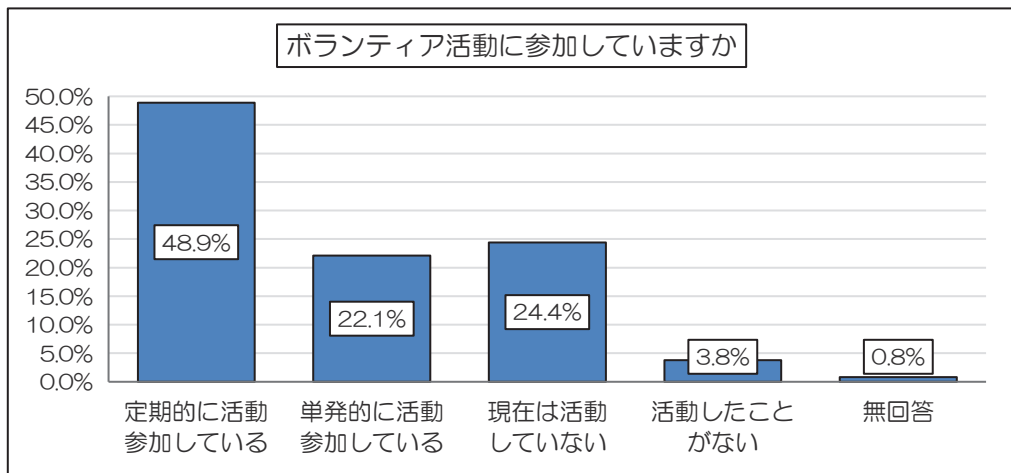


【地域福祉に関するアンケート（令和2年）調査の結果から】

問 ボランティア活動に参加をしていますか。
（過去3年間でボランティア活動に参加したことがあると回答）

（結果）

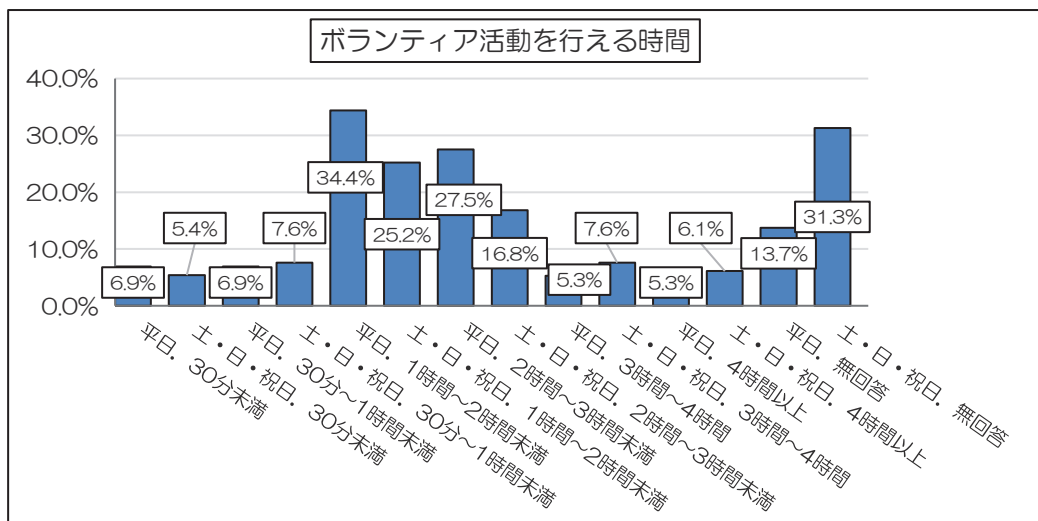
「定期的にボランティア活動に参加している」が、約半数の48.9%、「単発的に活動に参加している」が22.1%と、「何らかの形でボランティア活動に参加している」が71.0%と、ボランティア登録している約4人に3人が活動している結果となりました。「現在は活動していない、活動したことがない」が28.2%となっています。



問 ボランティア活動を行える時間について。（平日、土日祝日の一つを選択）

（結果）

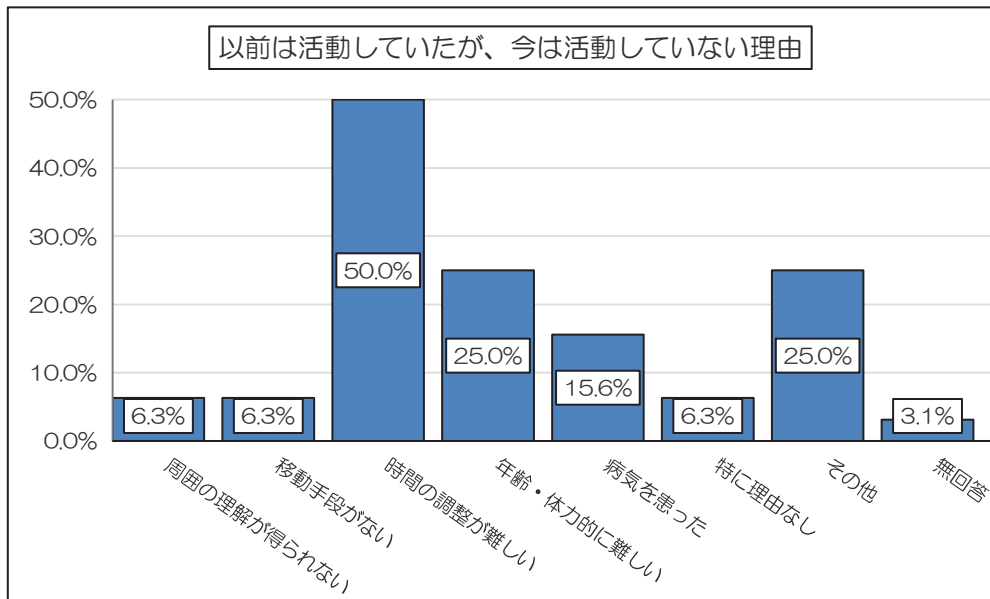
ボランティア活動を行える時間は、平日、土日・祝日共に2時間未満が最も高く、次いで3時間未満となっています。また、土日・祝日の活動について、無回答が31.3%と高いことから、土日・祝日の活動も難しい方が多いことが伺えます。



問 以前はボランティア活動を行っていたが、現在活動をしていない（行えない）理由。

（結果）

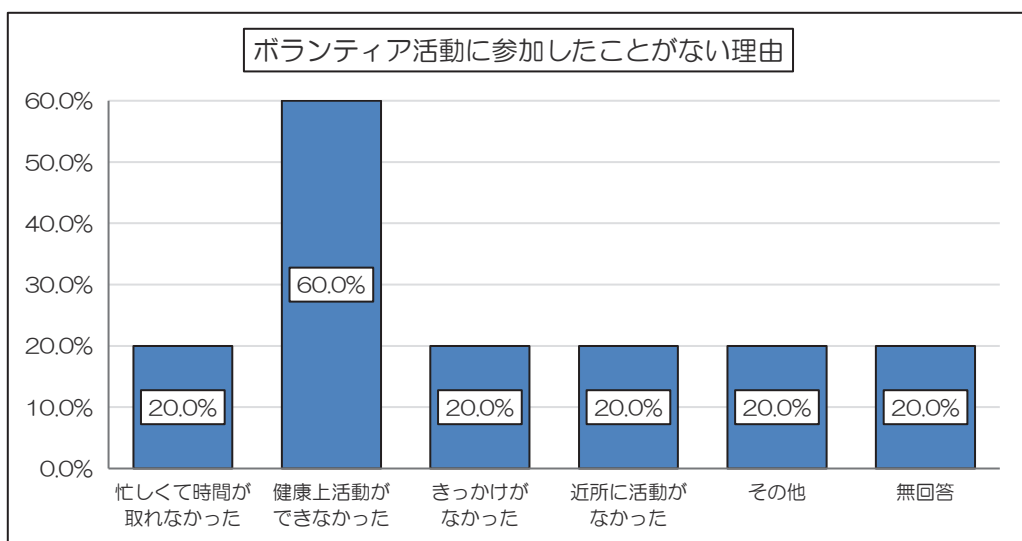
以前はボランティア活動を行っていたが、現在活動を行えなくなった理由は「時間の調整が難しい」が半数の50.0%、「年齢・体力的に難しい」が25.0%、「その他（怪我をした・身内の介護など）」が25.0%という結果となりました。時間調整が難しい理由としては、仕事や老人クラブの入会により忙しくなったがあげられています。



問 ボランティア活動に参加したことがない（行えない）理由。

（結果）

ボランティア登録者で今までに活動したことがない理由については、「健康上活動できなかった」が60.0%と最も高くなっています。



4. 児童・生徒に対する福祉教育の推進

市内の小・中・高校・専門学校・大学等に対して、個別に学校と連携を図りながら、様々な福祉体験やボランティア活動などの福祉教育の啓発を行います。

講師派遣や関係機関との調整、機材や備品、ボランティア活動情報の提供など、福祉教育の推進を図ります。

1) 福祉教育実践校及びボランティア協力校の普及促進

市内の小・中・高校に対して、北見市が実施する福祉教育実践校や、北海道社会福祉協議会と社協が実施するボランティア協力校への取り組みを啓発し、より多くの学校による福祉教育が実践されることを目指し取り組みます。

【令和2年3月末福祉教育実践校及びボランティア協力校】

	小学校	中学校	高 校	学校数
福祉教育実践校 (北見市指定)	中央	光西		2校
ボランティア協力校 (市社協指定)	相内、川沿、錦水、 端野、西、東相内、 北光、若松	相内、上常呂、 小泉、東相内、 南	工業、藤	15校

2) 総合学習と連携した福祉教育の実施

市内の小・中・高校などが総合学習で取り組む福祉教育の授業などに対して、福祉やボランティアに関する講話や、車椅子や視力障がい者ガイドヘルプ、高齢者疑似体験などの体験型の学習を実施します。

【令和2年3月末学校への講師派遣実績】

	実施校数				実施内容
	小学校	中学校	高 校	大学等	
講 話		1校		2校	・ボランティアについて ・高齢者への対応について
実技体験	2校	4校	1校		・車椅子、アイマスク、高 齢者疑似体験など

3) 福祉体験学習会の実施

市内の児童・生徒・学生を対象に、次代の担い手となることを目的として、福祉施設の協力により、福祉施設利用者への日常におけるお手伝いや交流などを通して、福祉やボランティア活動の理解を深める様々な体験学習会を実施します。

基本計画Ⅳ 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

1. 地域福祉活動計画の進行管理

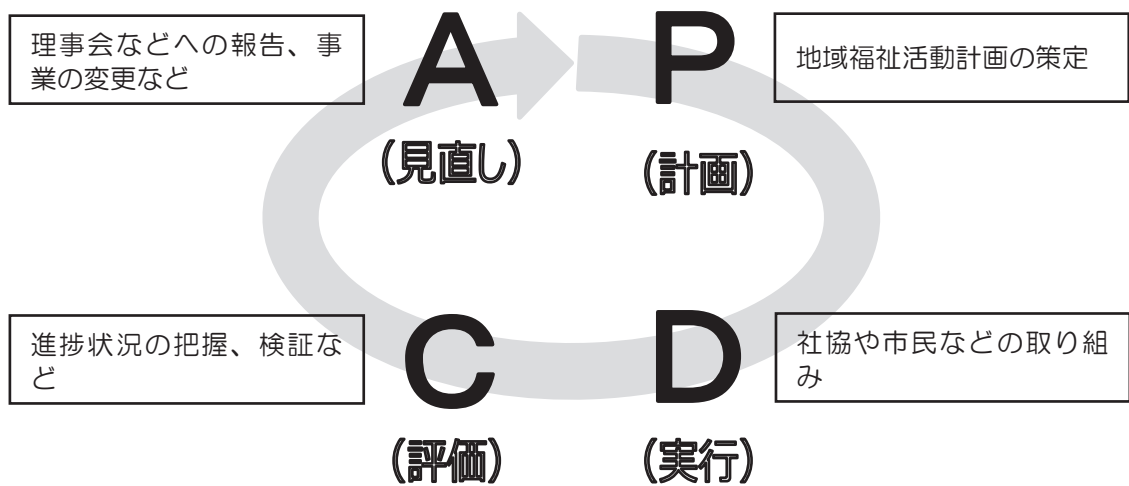
計画の進行管理については、P・D・C・Aサイクルを活用し、各事業やサービスの効果や改善点を明らかにし、次年度以降の取り組みに反映させます。事業評価は中間年に計画の評価を行い、必要な見直しに取り組みます。

この計画は、北見市の地域福祉計画と密接に連携しており、進行管理や評価内容の一部については北見市と共有します。

計画期間の4年目以降、次期計画の策定に取り掛かりますが、策定の手法や住民意向の反映方法などについては、北見市と十分調整し取り組むこととします。

【P・D・C・Aサイクルとは】

計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、その実行した結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行う、一連の流れをいいます。



2. 広報媒体を活用した積極的な情報提供

社協活動の基盤は市民の理解と参加にあります。このため、あらゆる媒体を活用した広報及び情報発信に取り組むなど、社協活動の「見える化・見せる化」に努めます。

1) 広報紙「社協だより」の発行

社協だよりの定期発行のほか、端野、常呂、留辺蘂の3支所では地域版を発行し、より地域に密着した身近な情報の内容を充実させて発信します。



【社協だより】

2) ホームページなどの内容充実

当会の事業計画や予算・決算をはじめ、イベントや講座・研修会の案内など内容を充実させた情報提供に取り組めます。また、フェイスブック等SNSを活用した敏速な情報発信を行います。

ホームページ URL <http://www.kitami-shakyo.or.jp/>

フェイスブック URL <https://www.facebook.com/kitamishishakyo>

3) ボランティア情報紙の発行

ボランティア情報紙の発行により、ボランティア活動や研修会の紹介など、ボランティアや福祉の最新情報を発信します。また、端野、常呂、留辺蘂の3自治区においては、地域版を発行し、地域により密着した身近なボランティア情報を発信します。

3. 共同募金運動への協力

共同募金運動は、一番身近な福祉活動の役割を担い、様々な場面において福祉に参加できる取り組みとして、幅広く地域住民とともに推進する運動です。

市民の善意に基づく募金は、市内の福祉施設や福祉団体、高齢者、障がい者（児）、青少年など様々な活動や運営を支える貴重な財源として活用されており、今後とも事務局を担う立場として、北海道共同募金会と連携しながら共同募金運動の推進に取り組みます。



【ロコ・ソラーレ勝利募金贈呈式】



【街頭募金の様子】

【赤い羽根共同募金と歳末たすけあい義援金の実績額の推移】

(円)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
赤い羽根共同募金	11,289,608	10,919,030	11,144,262	10,538,426	10,126,249
歳末たすけあい義援金	4,320,153	4,501,691	4,351,503	4,479,715	4,282,017
合 計	15,609,761	15,420,721	15,495,765	15,018,141	14,408,266

4. 法人運営及び経営基盤の強化

人口減少や少子高齢化の進行、多様化する福祉課題などにより、社会福祉法人を取り巻く環境は日々変化する状況にあって、社協に求められる役割はますます大きくなっています。

このような状況において、社協は公共性の高い非営利の民間の福祉団体として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう積極的な情報発信を行うことが求められています。

また、安定的な法人運営を目指し、持続可能な介護保険等事業の経営改善や事務事業の整理などによる経営基盤の強化に向けた取り組みが重要になります。

1) 中長期計画の進行管理

社会福祉法人における適切な法人運営及び経営基盤の構築に向けて、これからの経営においては、①事業目的の明確化、②継続性、計画性に基づいた事業の推進、③事業の遂行管理が求められています。そのためには、法人としての信頼性と透明性を高め、持続可能な健全運営と安定した経営基盤の実現に向けた中長期的な見通しに立った計画を策定し、その進行管理について適確に取り組みます。

2) 事業継続計画（BCP）の充実

令和元年度に発生した新型コロナウイルスの世界的な蔓延にかかり、北見市においても我が国2番目のクラスターが起きるなど、多くの社会活動が中止や延期を余儀なくされ、当協議会の多くの事業や取り組みが中止や延期、書面開催へ変更となりました。令和2年度において、令和2年6月から新型コロナウイルス感染にかかる感染予防や感染拡大防止の対策を講じながら地域活動再開に向けた取り組みを開始し再開に基づき、新型コロナウイルス感染に特化した事業継続計画（BCP）を策定しました。

令和3年度以降、自然災害など様々な要因により当協議会の拠点を閉鎖せざるを得ない状態を想定した状況下において、どのように社協が取り組むべき地域福祉の事業を継続するための事業継続計画（BCP）の充実に取り組みます。

3) 自主財源の確保及び多様な資金確保に向けた研究

法人運営において、市民の皆様からの会員会費（普通会費・賛助会費）のご協力は大切な運営資金です。会員には個人、町内会・自治会、法人・団体会員があります。また、会員会費のほか、地域の皆様からの寄附金や共同募金によるご協力は大切な財源の一つのため、地域に信頼され、地域住民とともに歩む社会福祉法人として説明責任を果たし、より透明性の高い法人運営に取り組みます。

社協の財源は、会員会費や寄附金の浄財や行政からの補助金や委託金、介護保険等事業、法人後見報酬などの収益によって運営されています。近年の社会情勢や人口減少などにより自主財源が伸び悩み、介護保険等事業の収益の確保が困難となっている中で、外部環境の変化にしっかりと対応した安定的な法人運営を確保するために、自主財源の増強や事務事業の評価・検証による財政健全化対策、基金の利活用や資金の運用など多様な資金確保に向けた取り組みや研究を進めます。

【会員会費と寄附金の推移】

○会員会費 (円)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
個 人	1,141,700	1,148,000	1,137,860	1,135,360	1,100,000
法人・団体	2,103,000	2,120,500	2,260,216	2,228,716	2,299,216
町内会・自治会	2,871,410	2,935,447	2,896,810	2,925,370	2,900,730
合 計	6,116,110	6,203,947	6,294,886	6,289,446	6,299,946

○寄附金 (円)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
寄附金額	8,641,479	9,923,813	8,488,073	8,415,686	8,931,997
個 人	11,283,543	11,283,543	7,834,555	9,605,502	7,046,767

4) 地域福祉活動合同推進本部、地域福祉推進委員会の開催

人口減少や少子高齢化が一層進行する社会環境を踏まえ、変化する地域の実態に合わせた支所事業のあり方を協議するため地域福祉活動合同推進本部会議、地域福祉推進委員会を定例的に開催します。

本所では、北見市北見自治会連合会、民生委員児童委員協議会、北見市とともに構成している地域福祉活動合同推進本部により情報を共有し、四者一体となり、福祉課題の解決に取り組めます。

端野・常呂・留辺蘂の3支所の地域福祉推進委員会は、町内会・自治会や民生委員児童委員協議会、福祉サービス事業所、総合支所など地域福祉に関わる多くの機関・団体の協力のもと、自治区の福祉の地域づくりの推進に向けて取り組むこととします。

5) 専門職としての職員の資質向上

福祉や介護に従事する専門職員の計画的な職員研修を行い、社協職員としての資質の向上に取り組みます。

【役職員研修の様子】



【豊中市社協 勝部麗子氏を迎えて】

【職員研修の様子】



【釧路市社協 小野信一氏を迎えて】

6) 指定管理施設の適切な管理

社協は北見市総合福祉会館、端野デイサービスセンター、北見市老人いこいの家、北見市はあとふるプラザの指定管理者として、利用者の立場に立った適切な施設管理に取り組みます。なお、利用者の要望や意見なども踏まえ、設備の改修など施設整備について、委託者の北見市との連携により適切に実施します。

7) その他

少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化に対して、複数の地域でそれぞれの資源を相互の役割分担により連携・協力することで地域住民を広域な圏域全体で支える取り組みが進められています。

社協において、職員の退職者の補充や専門資格所持者の採用など人材確保が難しい状況と相まって、隣接する市町村社協間や社会福祉法人間のネットワークにより、広域的な連携・協働による地域住民への福祉活動の取り組みが期待されています。

社協としても、北見市が進める「定住自立圏構想」や「地域生活支援拠点等の整備事業」や、全国社会福祉協議会が提言する「市町村社協の広域連携」や「社会福祉法人のネットワーク化」の動向に注視しながら、より良い地域福祉に向けて法人運営や事業推進のあり方を研究します。

資料編

1	第4期地域福祉活動計画策定要領	62
2	地域福祉に関するアンケートの結果 抜粋版	63
	1) 調査の概要	
	2) アンケートの結果	
3	地域福祉に関するアンケートの自由意見 抜粋版	67
4	個人登録ボランティアの活動実態に関するアンケート結果 抜粋版	70
	1) 調査の概要	
	2) アンケートの結果	
	3) 自由意見	
5	事務局組織機構図	72
6	事務所・事業所住所録	73

1. 第4期地域福祉活動計画策定要領

【北見市社会福祉協議会 第4期地域福祉活動計画策定要領】

- 1 趣 旨 地域福祉活動計画は、地域住民が主体となり住みなれた北見のまちで安心して暮らすことのできるまちづくりを総合的かつ計画的に推進する行動計画です。
これまで、北見市社会福祉協議会では、第1期（平成21～22年度）・第2期（平成23～27年度）、第3期（平成28～平成32年度）計画を策定し、地域の福祉ニーズや課題を把握し、地域住民や町内会（自治会）、民生委員児童委員、NPO、福祉関係団体、行政などと協力して課題解決を図るために取り組んできました。
令和2年度で第3期計画が終了となることから、新たな地域福祉や生活支援におけるニーズや課題を把握し、北見市が策定する地域福祉計画と連携を図りながら策定します。
- 2 策 定 者 社会福祉
法 人北見市社会福祉協議会
- 3 策定期間 令和2年度（1年間）
- 4 計画期間 令和3年度から令和7年度（5ヶ年）
- 5 計画の名称 第4期地域福祉活動計画
- 6 計画内容 現状と課題、基本目標、基本計画、実施計画で構成し、第3期計画の継承・発展及び第4期北見市地域福祉計画と連動した計画策定を行います。
- 7 基本目標 ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり
- 8 策定方法 ①計画は、理事会並びに評議員会へ諮り策定を行います。
②本所地域福祉課を中心に策定作業にあたります。
③第3期地域福祉活動計画の評価を行い、計画の継承や発展を図り、基本目標などを設定し、計画策定を行います。
④北見市が策定する第4期北見市地域福祉計画と歩調を合わせて計画策定を行います。
⑤様々な分野からの情報収集などを行い、新たなニーズや課題を把握しながら策定作業を行います。
- 9 策定日程 第4期地域福祉活動計画策定スケジュールにより策定します。
- 10 事務局 北見市社協本所地域福祉課に置き、本会全体で策定に当たります。

2. 地域福祉に関するアンケートの結果 抜粋版

北見市が実施した地域福祉に関するアンケート調査結果のうち、本実践計画に関わる内容を抜粋し掲載しています。

1) 調査の概要

北見市地域福祉計画策定の基礎データとするために、北見市が令和元年12月2日から令和2年1月6日にかけて、北見市全域において北見市在住の18歳以上79歳以下の市民に対して実施しました。

①調査の内容

北見市内2,000人に対して、年代別無作為抽出により実施。

②回収結果

有効回答数722通。(有効回答率36.1%)

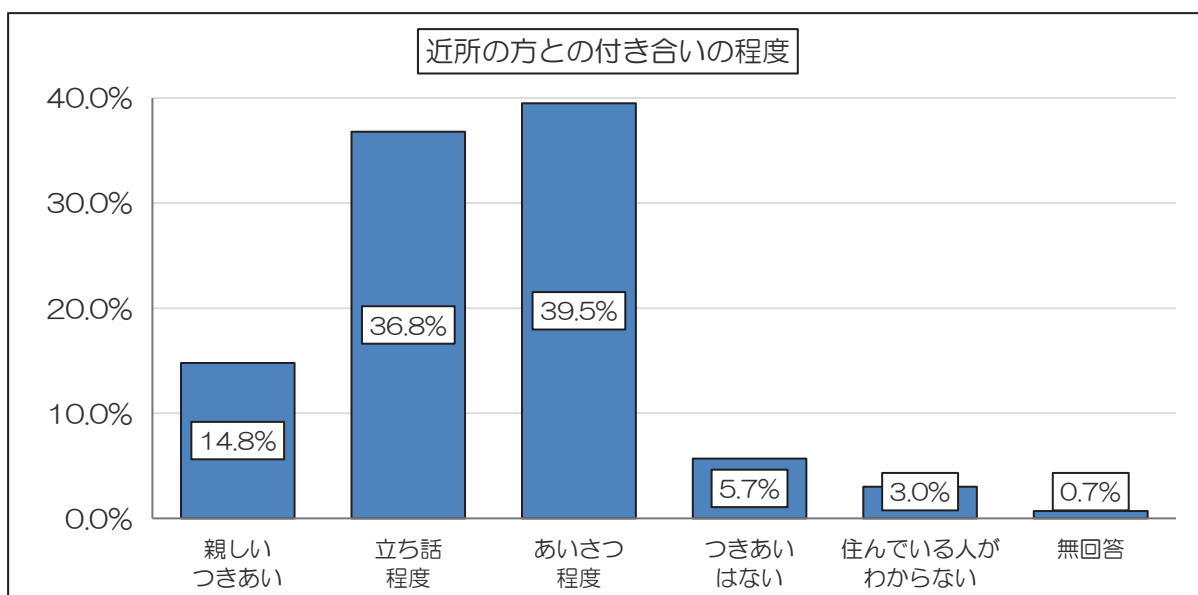
2) アンケートの結果

①地域との関わりについて

問 あなたは、ふだん近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか。(〇は一つだけ)

(結果)

ふだんの近所づきあいについては、「あいさつ程度」が39.5%と最も高く、次いで「立ち話程度」が36.8%となっています。

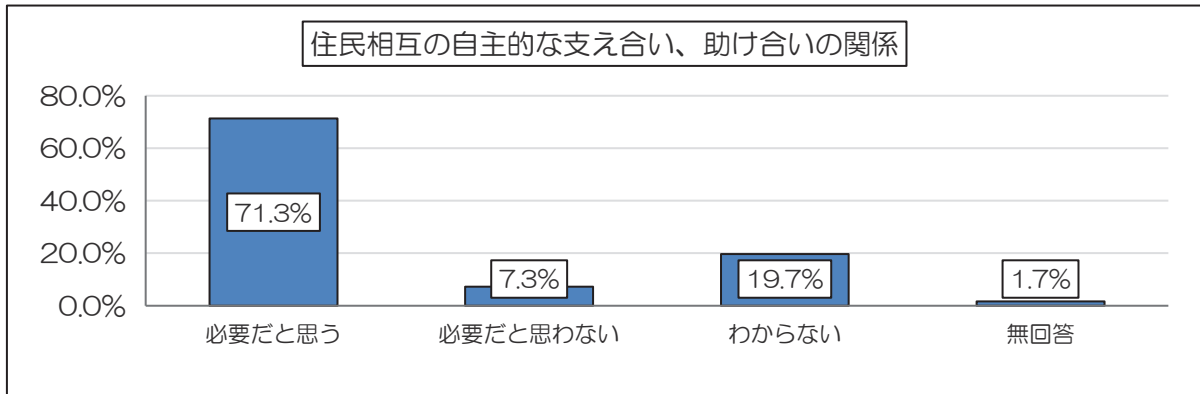


問

あなたは、地域でおきる様々な生活課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が必要だと思いますか。（〇は1つだけ）

（結果）

住民相互の支え合いの必要性については、「必要だと思う」が71.3%と最も高く、次いで「わからない」が19.7%となっています。

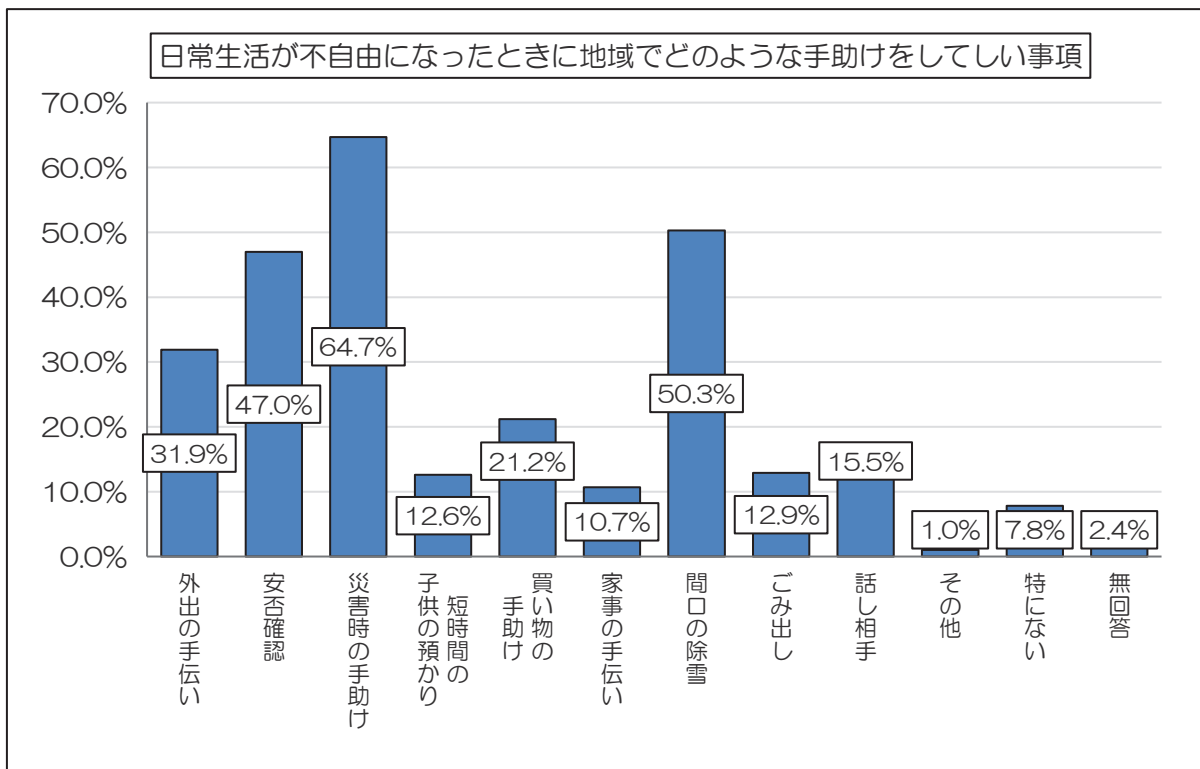


問

あなたやご家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか（公的なサービスを除く）。（あてはまるものすべてに〇）

（結果）

地域でどのような手助けをしてほしいかについては、「災害時の手助け」が64.7%と最も高く、次いで「間口の除雪」が50.3%となっています。

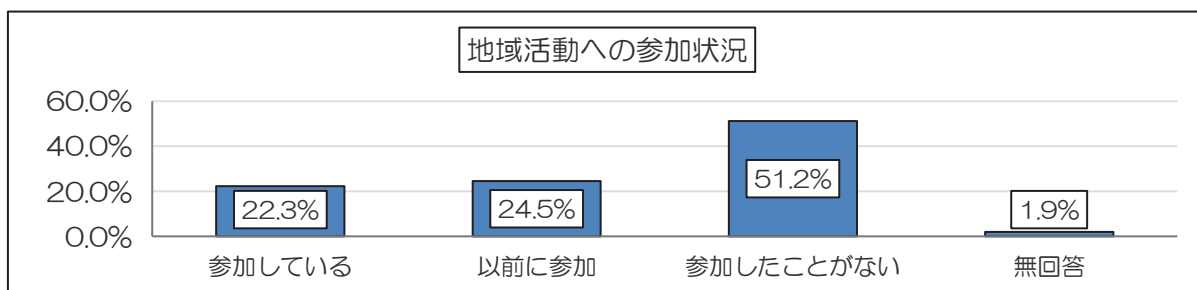


②地域福祉活動について

問 あなたは、「福祉」の分野に限らず、ボランティア活動など地域の活動に参加したことがありますか。（〇は1つだけ）

（結果）

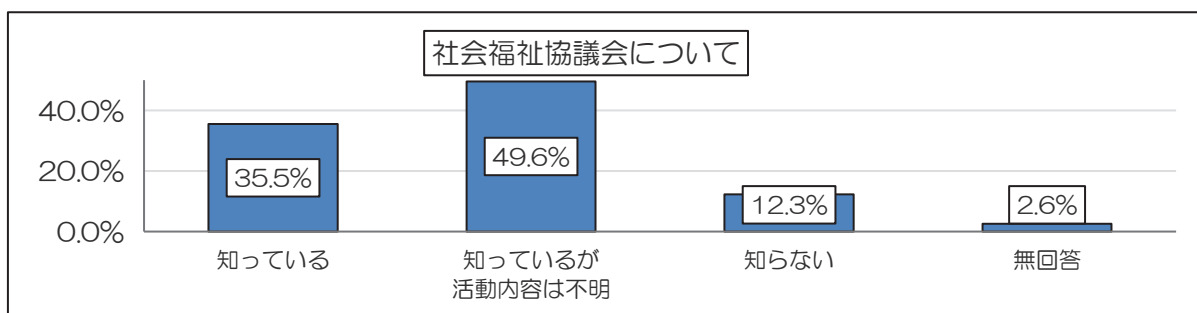
ボランティア活動など地域活動への参加状況については、「参加したことがない」が51.2%と最も高く、次いで「以前に参加」が24.5%となっています。



問 あなたは、北見市社会福祉協議会を知っていますか。（〇は1つだけ）

（結果）

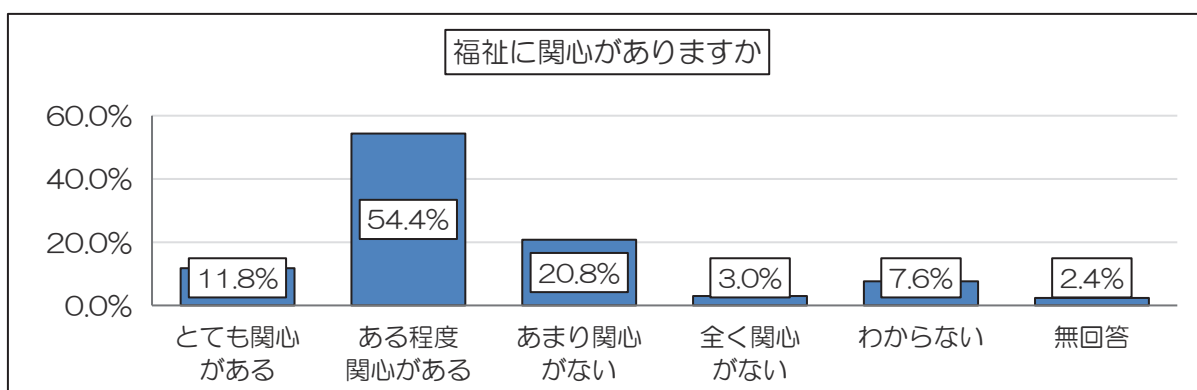
北見市社会福祉協議会の認知度については、「知っているが活動内容は不明」が49.6%と最も高く、次いで「知っている」が35.5%となっています。



問 あなたは福祉に関心がありますか。（〇は1つだけ）

（結果）

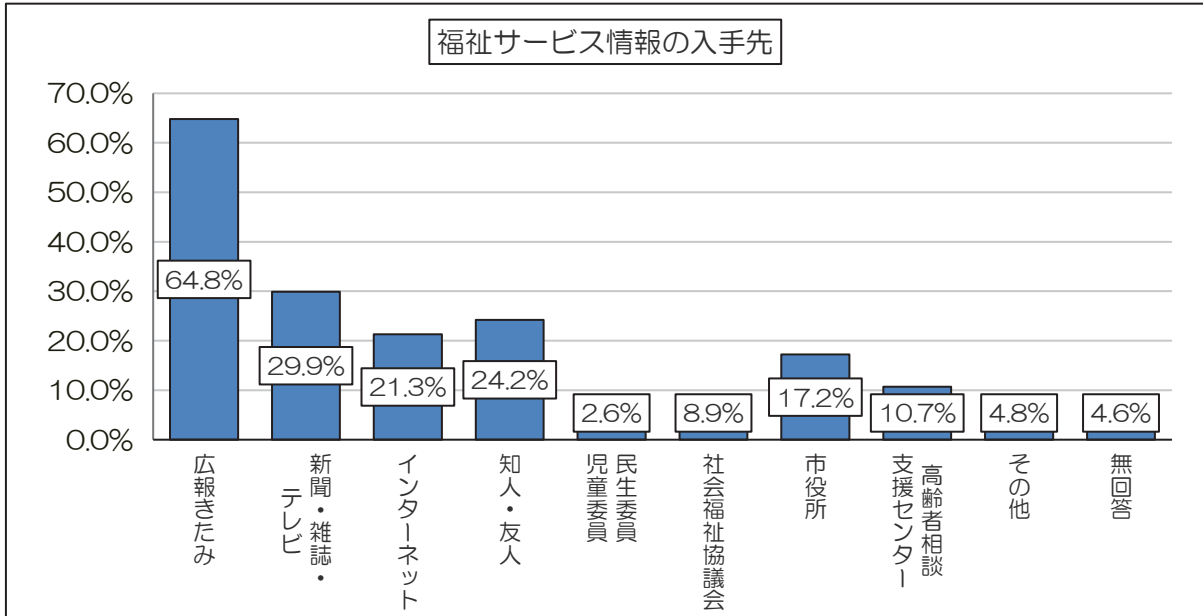
福祉に対する関心度については、「ある程度関心がある」が54.4%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が20.8%となっています。



問 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。（あてはまるものすべてに○）

（結果）

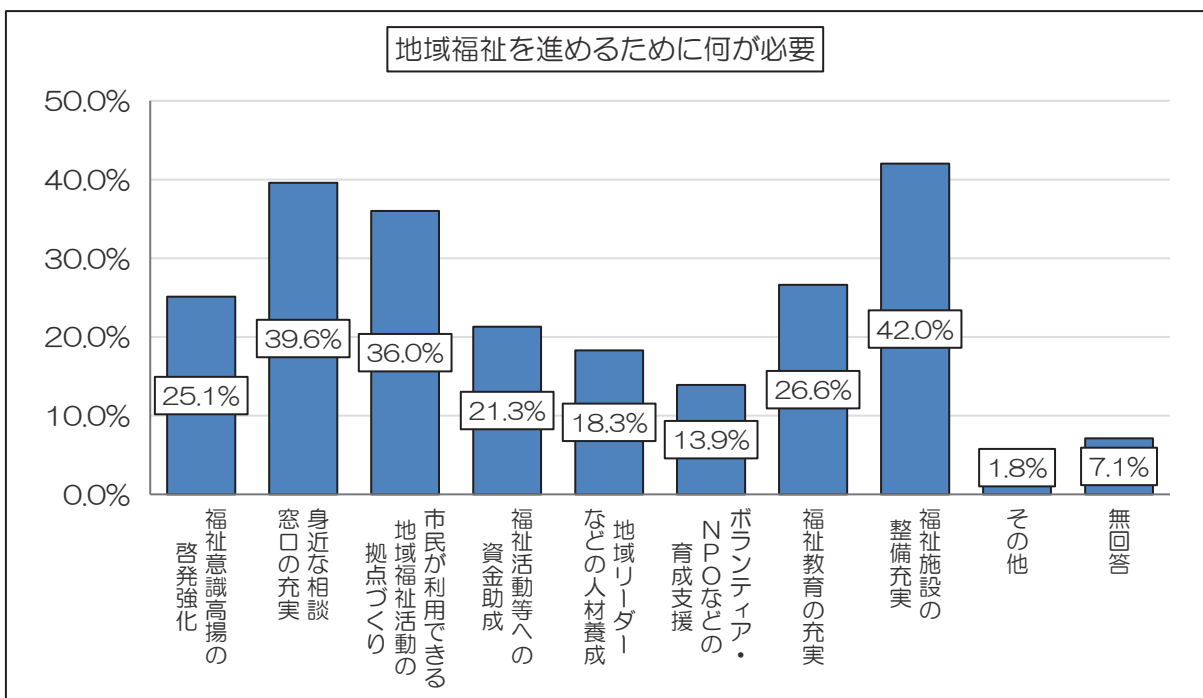
福祉サービスに関する情報の入手先については、「広報きたみ」が64.8%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ」が29.9%となっています。



問 あなたは、地域福祉を推進するため、今後、何が必要だと思いますか。（○は3つまで）

（結果）

地域福祉推進のために今後必要なことについては、「福祉施設の整備充実」が42.0%と最も高く、次いで「身近な相談窓口の充実」が39.6%となっています。



3. 地域福祉に関するアンケート自由意見 抜粋版

今後、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めて行くため、福祉サービスのあり方、地域福祉の進め方、保健福祉行政への提言など、日頃みなさんが考えていることなどを自由に記入。

1) 地域でのつながり・助け合について

- ① 地域福祉は連帯感が薄れてきている感。少子高齢化で公的な福祉サービスだけで要支援者をカバーすることができるのか。
- ② 町内会の集まりなどには積極的に参加をして交流を深めています。
- ③ 高齢化が進み、お互い助け合うと言っても、肉体的、精神的にも負担に耐えられないのでは。
- ④ 隣近所の支えの中での生活が一番と思いますが、現実には簡単な事ではないように思います。

2) 介護保険・高齢者について

- ① 高齢者と同居している人のケアについても考えなければと思います。
- ② 介護が必要になった時、どうすればいいか悩んでいる方が多いと思います。地域包括支援センターの役割も周知できていないのではないのでしょうか？「こうした時」は、「こうしましょう」といった、誰でも分かりやすい説明が必要だと思います。
- ③ 高齢者が社会と関わって生き生きと生活する環境づくり。
- ④ リタイアしても自分がやるべき事を毎日楽しんで生活を送る社会づくり。
- ⑤ 認知症の方が増えていく中、認知症の方の人権が保障され、安心して生活できる備えを大事にする取り組みを。

3) 訪問・声かけ・見守りについて

- ① 65歳以上の方が安心して暮せるよう月1回程度訪問（声かけ）などあっても良いかと。
- ② 介護認定を受けていない高齢者宅にも、見守りのに月一度位は訪問して話を聞く人がいたらいいと思います。

4) 障がい者福祉について

- ① 子供の（障がい児）手帳を持っている子のオムツを無料にしてほしい。
- ② 高齢者のサービスが充実していく一方で、子どもの障がい児へのサービスに遅れを取っている印象がある。病院等への障がい児の送迎サービスがなく、困っていると聞いたことがあるため、充実するよう期待している。
- ③ 障がいのある子どもが通えて、保護者への支援もしてくれる施設を設けてほしい。
- ④ 障がいのある人が働きやすい、生きやすい町になっていくと良いと思います。障がい者福祉の充実は必要だと思います。

5) 生活困窮・生活保護について

- ① 低所得者の真偽及び審議。低所得者から脱却するための支援と監督。
- ② 困っている方の声を聞き、必要サービスの検討。生活に困っている方に沿う対応。又、お金がなく病院へかかれないなどの対策。

6) 拠点・場づくりについて

- ① 中心部に高齢者が集える場を作って欲しい。
- ② 高齢者が集える場所が街中（パラポの中とか）にあつたらいいと思います。
- ③ 車もなく、近くに福祉施設もない高齢者のために、パラポへは皆バスで行く事が可能だと思うので、高齢者が気軽に集えたり、交流できる場所があつたら良いと思います。
- ④ 高齢者社会になって一人暮らしの人でも気軽に交流できる場所。
- ⑤ 赤ちゃんからお年寄まで、気軽に集える場所があると良いと思う。
- ⑥ 市民が気軽に集まれるような場所を作り、そこで北見市の行っている福祉の紹介が出来れば活動内容を知ってもらえると思います。そして興味を持った人が新しい活動を行っていくきっかけになるかもしれません。
- ⑦ 気軽に集まる場所を作って話せる憩いの場を作ること。遠い所に行くことの出来ない人達のためにも近くにあると良い。
- ⑧ 近所とも親しく付き合いをさせてもらってはいますが、地域に身近な場所で気軽に交流できる場所があつたら良いなあーと思います。
- ⑨ 同じ年齢（世代）の子供（障がい児）の親が話したりできる場があると気持ちが安まったりできるかと思えます。
- ⑩ 引きこもりの方が安心して集まれる居場所を作ることが必要。

7) ボランティア活動について

- ① 学童ボランティアの活動及び授業にして学ぶ（育成）
- ② 年寄りも、自治会や老人クラブでボランティアに出会ってやっていくしかないと思います。めげずにヤングボランティアを育成して下さい。
- ③ 子育て世代のため、私自身が仕事との両立で手いっぱいボランティア活動に積極的に参加する時間が取りづらい現状がありますが、子供と一緒に参加できる活動があれば取り組みたい気持ちがあります。また、子供達と高齢者との交流ボランティア、例えば昔遊びを教わるなどの機会があると、双方にとっても良い刺激になるのではと思います。
- ④ 「助けてほしい人」と「助けてほしい人」をうまくつなげられる仕組みがあれば、もっと良いまちになっていくのではないかと思います。例えばスマホのアプリを利用し、つなげる仕組み。またスマホを使っていない住民に対しては電話等でも受け付け、掲載できるようにする等があれば、なお良いと思います。
- ⑤ 若い世代がボランティアに興味を持てるよう、色々な活動を紹介すると良い。定年後、元気な方が活躍できる場。農業ボランティア（北見、端野）や漁業ボランティア（常呂）。
- ⑥ もっとスーパーや児童館などにボランティア募集のチラシを貼ったり、広報誌や情報誌によく載せていければ目に入る機会も増えるのと思う。
- ⑦ 福祉ボランティアに興味はあるが、実際にやってみようというきっかけがなく、日常生活の中でそれについて考えることがありませんでした。私は高校生で、普段、新聞やチラシに目を通す時間がないので、ポスターや学校で募集があつたりしたら興味を持つ機会が増えて良いと思います。

8) 町内会について

- ① 草刈事業などの町内会の集まりは重荷である。葬式関係など町内会の手伝いはある程度必要。町内会費のあり方。払えない状況は仕方ないが、納めない家庭はサービス（ゴミ収集・除雪）で差をつけるべき。
- ② 町内会の活動に不満を持ち、退会する方も出ているため、そういった方については、町内会と別として考え行っていくのか、非常に不安があります。私的には、町内会を基本に、出来ないものを連合町内会が市へ提言していくスタンスが良いかと思いますが、活動内容の幅が広すぎて分かりづらいです。
- ③ 町内会活動が重要になっていますが、役員のなり手がいないため、地域福祉活動にも影響があります。今後、近所がお互いに協力し合う事が重要になってきます。

- ④ 町内会などで役割を決めて協力しているところもあります。他の町内会も多くなると良いと思います。
- ⑤ 町内会に属してはいるが、若い人とお年寄りとはなかなか同じ時間で何かをするというのは難しい（特に平日）。
- ⑥ 最近はその地域でも高齢者が多くなり、町内会の組長の仕事も皆大変になっています。

9) 地域活動への支援について

- ① 老人クラブの充実と資金助成。
- ② 自治会への資金助成の拡充。
- ③ 誰もが安心安全で暮らせる街、市はもとより、地域の福祉支援の充実など気配りに力を入れていただきたい。
- ④ 分かりやすい活動と、実際に行っている人への助けと、もっと人数を増やして、手厚い活動を望む。
- ⑤ すでに取り組みされていることと存じますが、民間と行政の共働から地域の活動を上げ、地域の福祉の力を高める取り組みをさらに進めていただきたいと思います。

10) その他

- ① 地域福祉について、あまり考えた事がなく、アンケートを通じて改めて考えさせられました。
- ② 地域福祉と言うが、今回のアンケート内容は近くの住民に丸投げしようとしているように思っている考えが透けて見える気がする。
- ③ まだ元気なので、それほど地域福祉に関心がないが、不自由になれば色々と不満も出て来ると思う！その時に同じようなアンケートをとってくれると有難い！！
つまり、不自由な人達からもっと意見を吸い上げてほしい！
- ④ 中学生の通学途中のゴミ出し手伝いなど、資金面でも心理面でもハードルの低い、取り組みやすい事例を参考にしたら良いのでは。ただ、昨今色々な事件があるので、「子どもの預かり」など、責任の持てないことは行政が主導すべきではないと思う。
- ⑤ 個人情報保護法のもとで、役所、民間での福祉活動の出来る範囲が狭められていると思う。困っている人の情報がない（わからない）。

4. 個人登録ボランティアの活動実態に関するアンケート結果 抜粋版

北見市ボランティア市民活動センターが個人登録ボランティアに実施した地域福祉に関するアンケート調査結果のうち抜粋し掲載しています。

1) 調査の概要

地域の福祉ニーズを住民同士の力で解決していく地域づくりを支援するため、ボランティア市民活動センターに登録している個人ボランティアの現状や課題を把握し、公的サービスでは対応することのできない福祉ニーズへの支援としてボランティア活動の展開を図ることを目的とする。

①調査の内容

北見市ボランティア市民活動センターに登録しているボランティア500名の中から無作為に抽出した250名により実施。

②回収結果

有効回答数131通。(有効回答率52.4%)

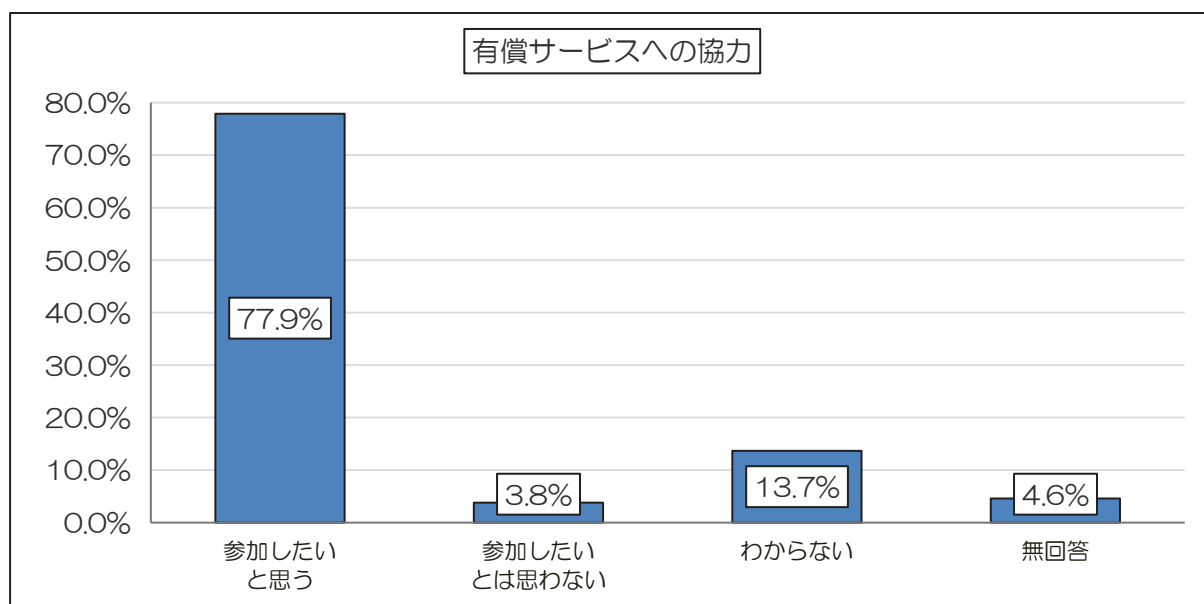
2) アンケートの結果

①有償サービスについて

地域支え合いの有償サービス制度(在宅生活で支援が必要な高齢者に対して、地域住民で日常生活を援助するサービス)の検討が進められています。事業への協力についてお聞きします。(〇は一つだけ)

(結果)

地域支え合いの有償サービス制度事業への協力については、「参加したいと思う」が77.9%となっています。

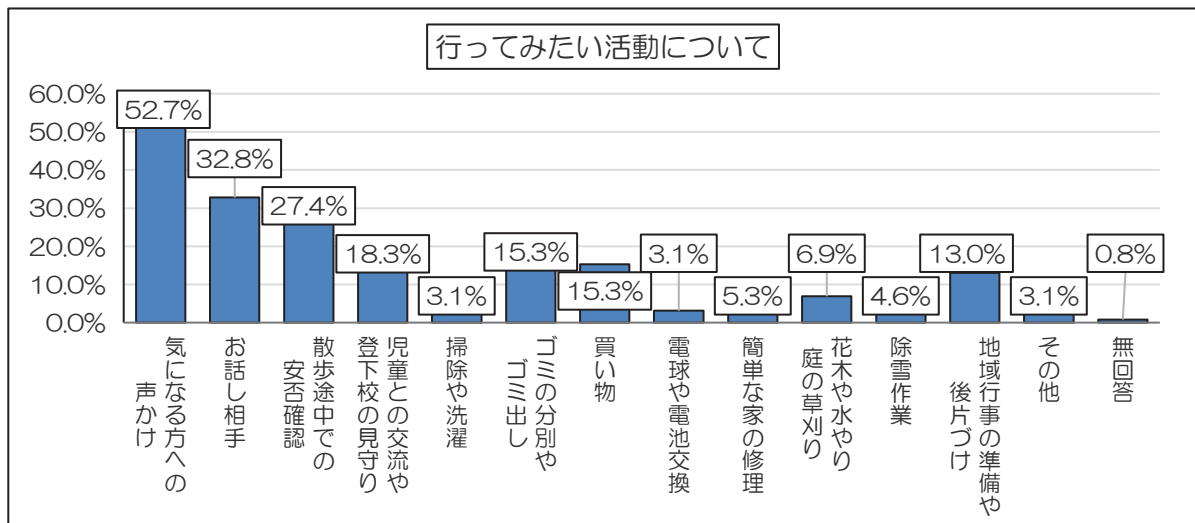


問

「参加したいと思う」と答えた方にお聞きします。今後、行なってみたいと思う活動を選んでください。（〇は3つまで）します。

(結果)

今後行なってみたいと思う活動については、「気になる方への声かけ」が52.7%と最も高く、次いで「お話し相手」が32.8%となっています。



3) 自由意見

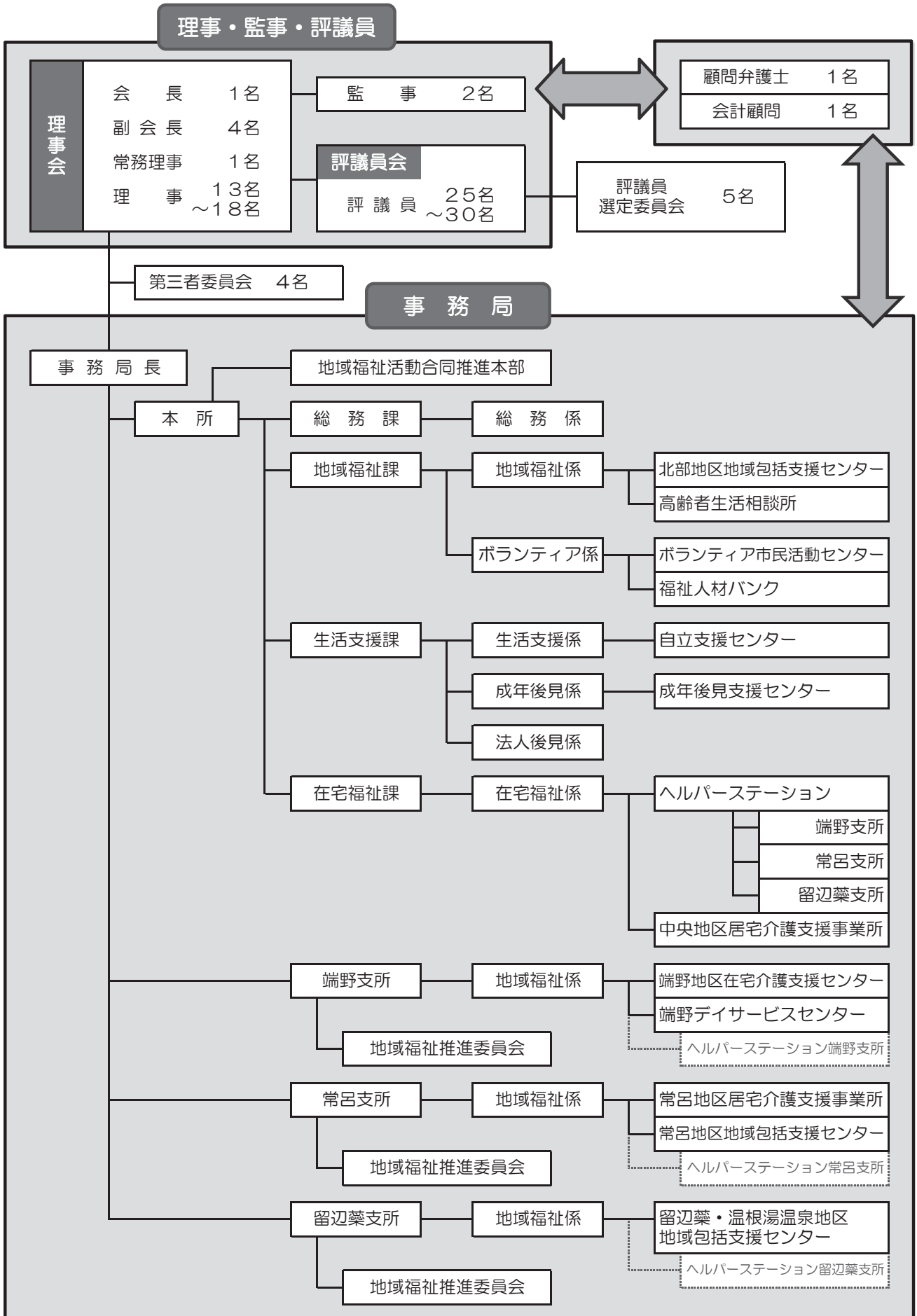
①北見市ボランティア市民活動センターに求める支援について

- ① ボランティア活動内容等の意見交換の場。
- ② ボランティアに関する研修会、講座、ボランティアカフェで経験と情報の話し合い、車いすの実践練習、体調が悪くなった時に代行してもらいやすくするためにボランティアの数を増やしてほしい。
- ③ 困った時にいつでも相談できる窓口を分かりやすく設置してほしい。平日のみでなく土・日・祝日とか夜間にあった方がありがたい。
- ④ 募集型ではなく、企画型・提案型のボランティアをやってほしい。
- ⑤ ボランティア活動の内容を、具体的に実例(基本例・成功事例・失敗事例)等を教えて頂けると、もっと多くの方が実際の活動に入りやすいのではと思われます。
- ⑥ 気軽に会話ができ、支援を必要な人の手助けになってほしいです。
- ⑦ ボランティアルームがあればいいですね、ボランティアルームへ行けば自分に出来る事があれば良い。
- ⑧ ボランティア情報が見られるスペースの確保・ボランティアの立場の位置づけなど。
- ⑨ 災害が増える現在、ボランティアを軽く考えるのではなく、これからは色々な面で必須なものと考えられます。専門的な部分も必要とされています。お年寄りには知恵の宝庫なのでですから知恵を利用しない手はないと思います。

②北見市ボランティア市民活動センターに対して要望や意見等について

- ① 災害ボランティアの研修を増やしてほしい。
- ② ツイッター、フェイスブック等 SNS を使った情報発信や情報共有、募集。
- ③ 何でも話して大丈夫な場所づくりがあればと思います。
- ④ ボランティアを必要とする人の発掘が求められると思います。ボランティア受付窓口の周知が必要かと思っています。ボランティア内容も。
- ⑤ 登録されているボランティアが平均に活動できる調整をお願いします。
- ⑥ 学校や企業、団体やクラブ活動主催者にボランティアの必要性を求め、広く出前講座等に奔放してほしいです。
- ⑦ ボランティアしている人たちは高齢化していると思います。若い方が自由に参加できればいいと思っています。
- ⑧ 新しいボランティアの育成：新しい考えを導入。長くボランティアをしていると旧態依然になる可能性大、礼儀・礼節に欠けることがある。ボランティアにはベテランの「用語」はなし。ボランティアの指示・注意等は職員が実施。
- ⑨ センターあるいはボランティアルームに行けば現在どんな活動があるのかがわかれば良いかと思っています。

社会福祉法人 北見市社会福祉協議会事務局組織機構図



北見市社会福祉協議会 事務所・事業所一覧

本 所				
課・事業所名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
総務課	090-0065	北見市寿町3丁目4番1号 北見市総合福祉会館内	0157-61-8181	0157-61-8183
地域福祉課	//	//	//	//
北部地区地域包括支援センター	090-0058	北見市高栄西町7丁目11番4	0157-22-7800	0157-69-8801
高齢者生活相談所	//	//	0157-26-0720	//
ボランティア市民活動センター	090-0065	北見市寿町3丁目4番1号 北見市総合福祉会館内	0157-61-8181	0157-61-8183
北見市福祉人材バンク	//	//	0157-22-8046	//
生活支援課	//	//	0157-61-8182	0157-57-3611
北見市成年後見支援センター	//	//	//	//
北見市自立支援センター	//	//	0157-57-3686	//
在宅福祉課	090-0046	北見市北6条西2丁目1 北見市保健センター4F	0157-24-6666	0157-24-6550
ヘルパーステーション	//	//	//	//
端野支所	099-2104	北見市端野町端野238番地6 端野町在宅介護支援センター内	0157-33-5489	0157-67-6271
常呂支所	093-0210	北見市常呂町字常呂332番地2 常呂町総合在宅ケアセンター内	0152-67-7532	0152-63-2100
留辺蘂支所	091-0002	北見市留辺蘂町東町84番地1 北見市はあとふるプラザ内	0157-42-2117	0157-67-2078
中央地区居宅介護支援事業所	090-0046	北見市北6条西2丁目1 北見市保健センター4F	0157-23-8686	0157-24-6550

端野支所				
係・事業所名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
端野支所 地域福祉係	099-2104	北見市端野町端野238番地6 端野町在宅介護支援センター内	0157-67-6268	0157-67-6271
端野地区在宅介護支援センター	//	//	0157-67-6500	//
北見市立端野デイサービスセンター	//	北見市端野町端野238番地6 北見市立端野デイサービスセンター	0157-56-3889	0157-56-3889

常呂支所				
係・事業所名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
常呂支所 地域福祉係	093-0210	北見市常呂町字常呂338番地 北見市老人いこいの家内	0152-54-1200	0152-54-1201
常呂地区居宅介護支援事業所	//	北見市常呂町字常呂332番地2 常呂町総合在宅ケアセンター内	0152-54-3443	0152-63-2100
常呂地区地域包括支援センター	//	//	0152-63-2026	//

留辺蘂支所				
係・事業所名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
留辺蘂支所 地域福祉係	091-0002	北見市留辺蘂町東町84番地1 北見市はあとふるプラザ内	0157-42-2200	0157-67-2078
留辺蘂・温根湯温泉地区地域包括支援センター	//	//	0157-42-5008	//

第4期 地域福祉活動計画

(令和3年度～令和7年度・2021～2025)

発行年月：令和3年3月

発行：社会福祉法人北見市社会福祉協議会

住所 〒090-0065 北見市寿町3丁目4番1号
北見市総合福祉会館内

電話 (0157) 61-8181 FAX (0157) 61-8183

E-mail ; chiiki@kitami-shakyo.or.jp

URL ; <http://kitami-shakyo.jp/>